
今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

(参考資料)

目 次

■第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

■第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題・・・・・・・・・・ 5

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正の概要・・・・・・・・・・ 6
(該当条文一覧)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(2) 平成27年改正法の活用状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応・・・・・・・・・・ 52

(1) 東日本大震災における取組と課題への対応・・・・・・・・・・ 54

(2) 平成28年熊本地震における取組と課題への対応・・・・・・・・ 59

(3) 平成30年7月豪雨における取組と課題への対応・・・・・・・・ 63

(4) 令和元年台風19号における取組と課題への対応・・・・・・・・ 67

(5) 令和2年7月豪雨における取組と課題への対応・・・・・・・・ 71

(6) 令和6年能登半島地震における取組と課題・・・・・・・・・・ 76

2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題・・・・・・・・ 81

■第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実・・・・・・・・ 87

3-3 損壊家屋等の解体工事实施体制の早期確立・・・・・・・・・・ 91

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立・・・・・・・・・・ 98

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立・・・・ 100

第1章 はじめに

平成27年法改正に至るまでの経緯

「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成26年3月）

- 環境省では平成25年度から「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」（平成27年度より「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」に改称。）において、大規模災害への対応を考慮した**総合的な災害廃棄物対策の検討**を実施。
- 平成26年3月に、大規模災害発生時の取組の基本的な方向について、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」として中間とりまとめを行い、その中で、**巨大地震発生時の災害廃棄物の発生量、既存の廃棄物処理施設の処理可能量等を試算や巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向として5つの事項**が示した。
 - （1）膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保
 - （2）東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周到的な事前準備と発災後の迅速な対応
 - （3）衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の健康の維持
 - （4）強靱な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献
 - （5）大規模広域災害を念頭に置いたバックアップ機能の確保

「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成27年2月）

- 「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」では制度的な側面からの論点整理を踏まえた災害廃棄物処理に係る基本的な考え方を整理し、**平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応**が行われるよう、災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図ることとしており、**これを受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律**（平成27年法律第58号。以下「平成27年改正法」という。）が平成27年7月17日に公布（同年8月6日から施行）。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題

2－1 平成27年法改正事項の活用状況と課題

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び災害対策基本法の一部改正の概要

平成27年法改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

【課題1】円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え（方針・体制）が不十分

【対策方針】

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。

<主体性>

各機関の主体的な取組を促進

広域での連携を強化
主体間の連携を強化

<広域性> <連携性>
円滑かつ迅速な処理を実現

【課題2】適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

【対策方針】

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要

法律の内容

(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

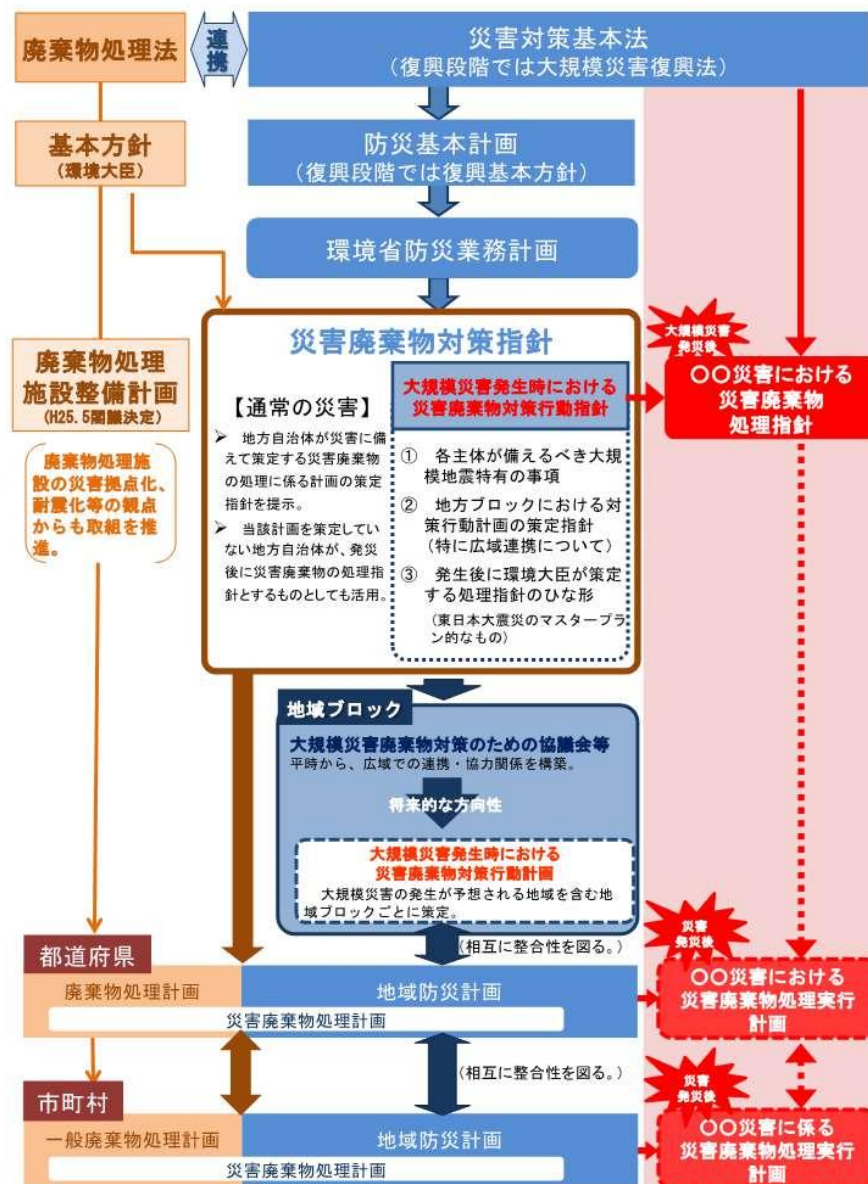
災害により生じた廃棄物処理について、

- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
- 円滑かつ迅速に処理すること、また、
- これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- (1) 国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。〔廃棄物処理法〕
さらに国及び都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。〔廃棄物処理法〕
- (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
- (3) 特定の大規模災害の発生後、環境大臣は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、災害廃棄物処理に関する指針を策定すること。〔災害対策基本法〕
- (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができること。〔災害対策基本法〕
【要件】●処理の実施体制、●専門知識・技術の必要性、●広域処理の重要性

災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



平成27年法改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律案の概要

平成27年3月24日
閣議決定

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
 ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 ▶ **市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物进行处理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害[※]への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定めること**とする。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

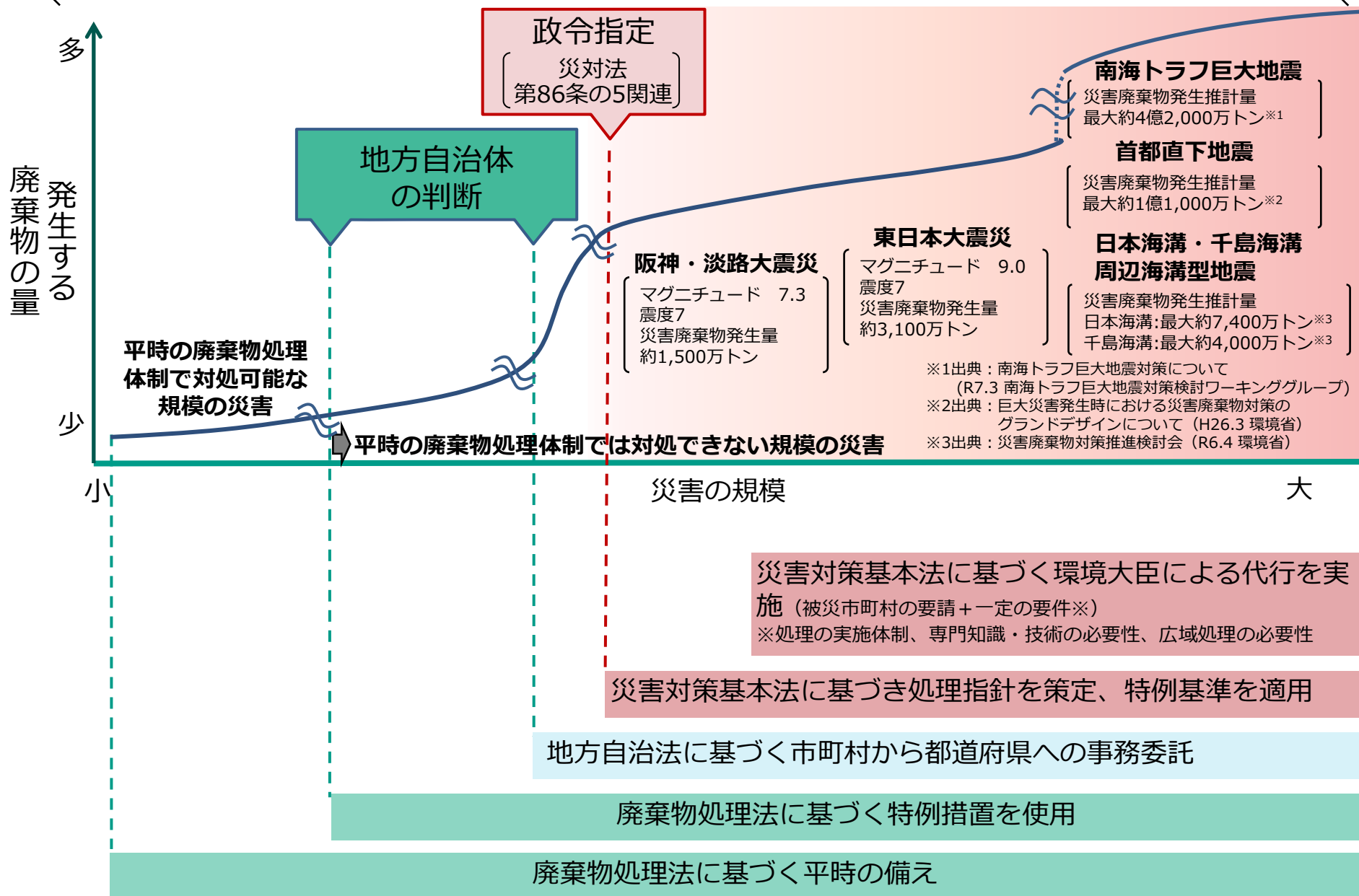
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害[※]の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができること**とする。

3 今後の予定

- ・ 施行期日 公布の日から起算して20日を経過した日

災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例

特例に係る経緯(平成27年法改正)

○東日本大震災の際には、一自治体では処理しきれない膨大な量の災害廃棄物を処理する仕組みが整備されておらず、災害廃棄物処理の遅れが指摘された。



○東日本大震災の教訓・反省を踏まえ、平時から通常規模の災害への対策を強化すべく、廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物処理の基本原則や関係者の役割等を規定した上、手続簡素化等の特例規定を措置。

○上記では対応することが困難な大規模災害については、災害対策基本法を改正し、環境大臣の代行規定を措置。

特例の概要(廃棄物処理法)

○市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例

(法第9条の3の2)

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例(法第9条の3の3)

○産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る事後届出の特例(法第15条の2の5第2項)

(○廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令(令和2年7月16日公布))

○災害廃棄物処理に係る再委託の特例(施行令第4条第3号)

災害廃棄物処理に係る廃棄物処理法上の特例の考え方

非常災害とは

- 主に自然災害を対象とし、平時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害のこと。
- 個々の災害が廃棄物処理法上の特例の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県において判断。

条例について

- 法第9条の3の3のように「政令に定める事項について条例で定めるところにより」などと規定されている場合には、設置予定の施設が所在する各市町村において、特例規定を受けた条例の制定が必要。
- 施設設置にあたっての手續を条例にゆだねているのは、地域住民からの意見聴取の方法や期間等の具体的な手續については、住民に身近な市町村が地域の実情に応じて適切な手續を定めるべきものと考えられるため。

- 災害廃棄物は一般廃棄物であり、市町村に統括的な処理責任がある。
- 特例規定を活用することで手續は簡素化されるが、平時の一般廃棄物処理と同様に適正な処理がされているか確認する必要がある。

市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例（法第9条の3の2）

特例の内容

○市町村がその一般廃棄物処理計画において、災害廃棄物を処理するための施設について規定し、都道府県知事がある施設についてあらかじめ設置の同意を与えていた場合には、都道府県知事による技術上の基準を満たすことの確認の手續（最大30日）を省略できることとするもの。

特例活用に必要な手續

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③利害関係者の意見の提出先及び提出期限
- ④その他申請書を作成するにあたって必要な事項

○以下の事項を記載した協議書を都道府県知事に提出、同意を得ていること。

- ①一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ②一般廃棄物処理施設の種類
- ③一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者による一般廃棄物処理施設の設置の特例 (法第9条の3の3)

特例の内容

○市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた事業者が、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、都道府県知事への届出で足りることとしたもの。

特例活用に必要な手続

○以下の事項について条例において定められていること。

- ①生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び利害関係者の意見提出機会付与の対象となる施設種類
- ②生活環境影響調査書の縦覧の場所及び期間
- ③その他申請書を作成するにあたって必要な事項
- ④利害関係者の意見の提出先及び提出期限

○市町村が、災害廃棄物の処分を事業者に委託していること。

○当該事業者が、都道府県知事に届出をすること。

活用事例(熊本市)

平成28年熊本地震の発災を受け、平成28年12月に以下のとおり条例を改正。

・対象施設: 焼却施設のみ。

・縦覧期間: 1月間。ただし、市長が特に必要と認める場合は、短縮可能。

平成29年1月に特例に基づく届出により、受託者が二次仮置場に

移動式破碎機等を設置。迅速な設置・稼働により災害廃棄物を迅速に処理。



平時における一般廃棄物処理施設の設置手続

民間事業者等による設置

(法第8条)

許可の申請
※

8条2項の申請書
・設置に関する計画
・施設維持管理計画等
8条3項による
・生活環境影響調査の結果の添付

※ 許可を要するのは、政令で定める一定規模以上の一般廃棄物処理施設（施設の種類に限定なし）

都道府県知事

許可の基準

- ・技術上の基準に適合していること
 - ・生活環境等に配慮した計画であること
 - ・申請者の能力が基準に適合していること 等
- 都道府県知事は、上記に適合していると認めるときでなければ許可してはならない。

8条4項の政令で定める施設については、上乘せ手続きあり
⇒(令5条の2)焼却施設及び最終処分場

申請書等の
公衆への縦覧
(1月間)

利害関係者は縦覧期間満了から2週間後まで意見書提出が可能

関係市町村長
に対する通知
意見聴取

専門家
からの
意見聴取

許可

設置

設置に関する計画との適合性に関する検査

使用開始

市町村による設置

(法第9条の3)

市町村は、都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、生活環境影響調査結果を記載)

市町村長は、届出書作成に当たっては、政令で定める事項について、条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧。
→利害関係者が意見書を提出する機会の付与。

都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日※以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

※最終処分場については、60日以内

設置

使用開始

災害時における一般廃棄物処理施設の設置手続の特例

法第9条の3の2の特例

市町村は、都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、生活環境影響調査結果を記載)

市町村長は、届出書作成に当たっては、政令で定める事項について、条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧。
→利害関係者が意見書を提出する機会の付与。

都道府県知事の同意

非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に係る協議(協議書の提出)

【省略】

都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日※以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

設置

使用開始

法第9条の3の3の特例

非常災害により生じた廃棄物を処理するため、市町村から委託を受けてその一般廃棄物を処理する施設を設置する場合
⇒民間事業者等であっても市町村が設置する場合と同様に届出で足りることとしている。

災害廃棄物
処理の委託

設置しようとする者は、
都道府県知事に届出

・(届出書類には、8条2項の申請書記載事項、生活環境影響調査結果を記載)

届出書作成に当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、生活環境影響調査結果について、公衆への縦覧(設置事業者が実施)←利害関係者の意見提出の機会付与

都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

設置

使用開始

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての 特例に係る事後届出の特例（法第15条の2の5第2項）

特例の内容

○平時においては、法第15条の2の5の特例により、一般廃棄物を既存の産業廃棄物処理施設において処理するときは、都道府県知事に事前の届出が必要であるところ、非常災害時には、事後の届出で足りることとするもの。

※被災地域外の都道府県における施設において処理しようとする場合には、不適正処理の防止の観点から、原則として、通常と同様に事前届出が望ましい。

（産業廃棄物処理施設の転用）
法第15条の2の5の特例

- ・既に所要の手続を経て産業廃棄物処理施設の設置許可を取得している場合かつ、
- ・環境省令で定める廃棄物を処理する場合
⇒当該一般廃棄物を処理するにあたり、一般廃棄物処理施設設置許可を要せず、都道府県知事への届出で足りることとしている。

※産業廃棄物処理施設について、政令で定めるものについては、設置にあたり都道府県知事の許可が必要。（15条1項）

（一般廃棄物処理施設としての）
事前の届出

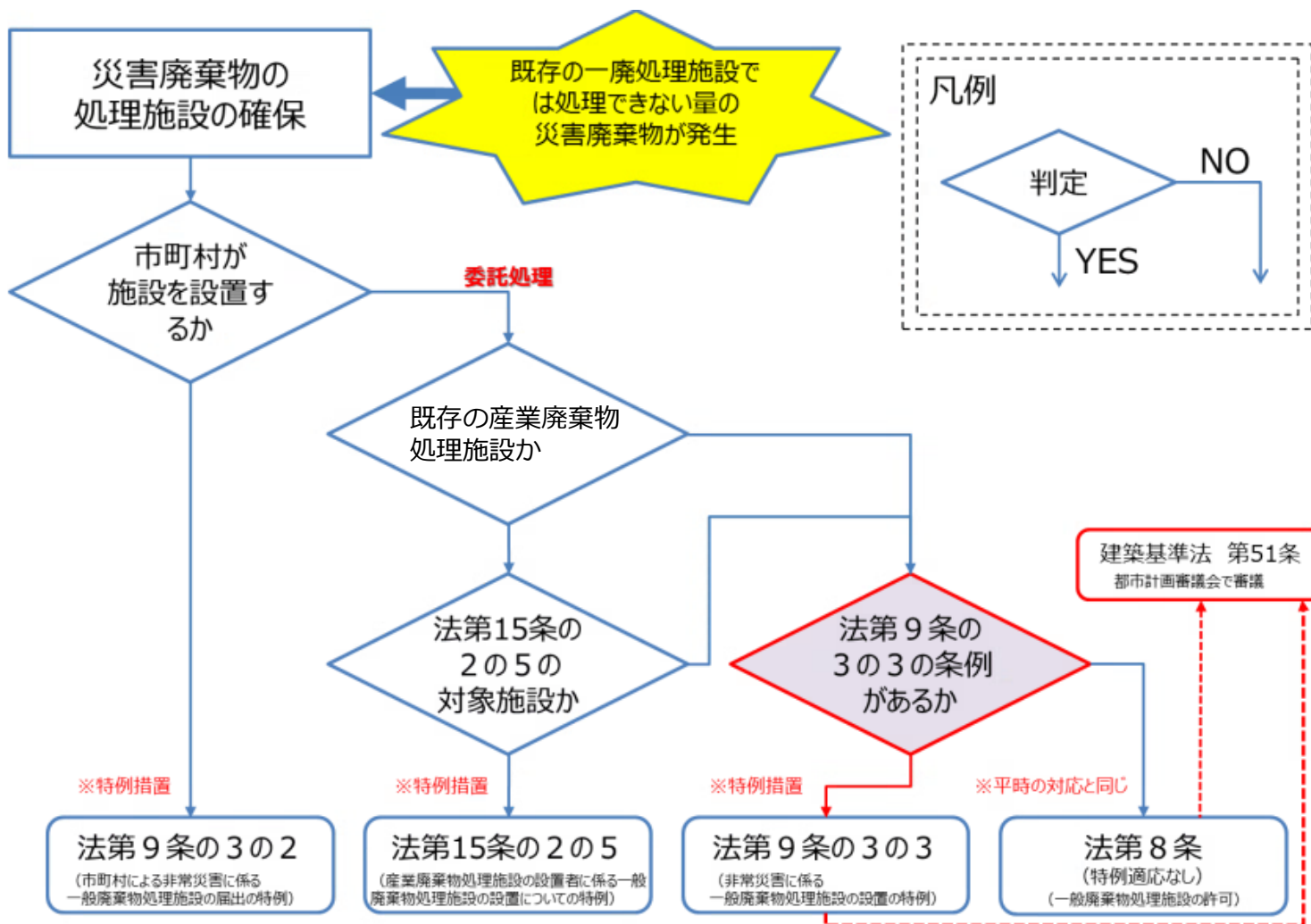
（都道府県知事）
受理書の交付

（一般廃棄物処理施設としての）
使用開始

一般廃棄物処理施設としての使用開始の30日前までに提出（規則）

**【災害の特例】非常災害のために必要な応急措置の場合は、
処理開始後の届出で可（2項）**

災害廃棄物の処理施設設置に係る適用法令判定フロー



建築基準法第51条（抄）

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画に支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年7月16日施行）

従前の運用（平成27年法改正時点）

産業廃棄物処理施設において処理可能な一般廃棄物（災害廃棄物）については、当該施設が有する廃掃法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一種類のものに限定。

→特に、法第15条の2の5第2項の特例が活用可能な産業廃棄物処理施設の種類と、当該施設で処理可能な一般廃棄物（災害廃棄物）の種類が省令で限定的に列挙されていた（法施行規則第12条の7の16第1項）。

- ・ 廃プラ類の破碎施設であれば、廃プラ類
- ・ 木くずの破碎施設であれば、木くず

など、特例的に処理可能な施設と一般廃棄物（災害廃棄物）の種類を限定的に列挙



災害毎の特例省令での対応（平成28年～）

災害により、既存の産業廃棄物処理施設で処理が必要な施設について自治体に要望を調査し、要望があった場合には、災害毎に特例省令を制定。

→法第15条の2の5第2項の特例省令の制定により、産業廃棄物安定型最終処分場が活用可能になったほか、次に掲げる中間処理施設においても一般廃棄物（災害廃棄物）の処理が可能となった。

- ・ 汚泥の脱水・乾燥・焼却施設であれば、汚泥
- ・ 廃油の油水分離・焼却施設であれば、廃油
- ・ 廃酸又は廃アルカリの中和・焼却施設であれば、廃酸又は廃アルカリ

など、特例的に処理可能な施設と一般廃棄物（災害廃棄物）の種類を拡大

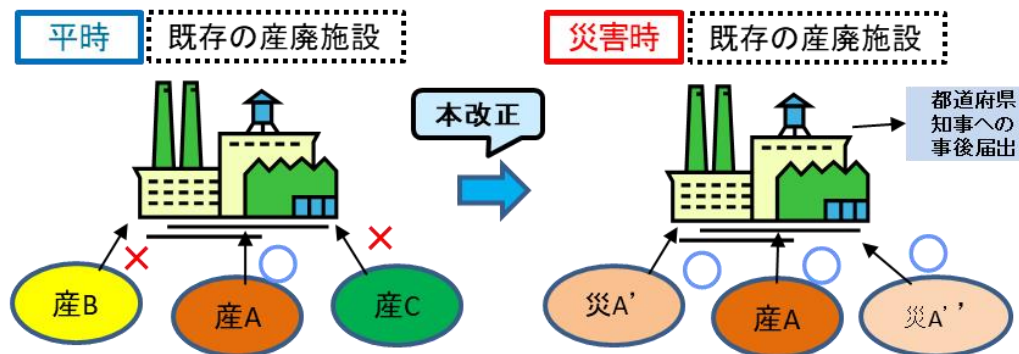


令和2年改正省令による対応

災害毎に自治体に調査して特例省令を都度制定することなく、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する（当該産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類に限らず）災害廃棄物を事後届出により処理ことができるよう、制度を恒久化

廃棄物処理法施行規則の一部を改正する省令（令和2年7月16日施行）

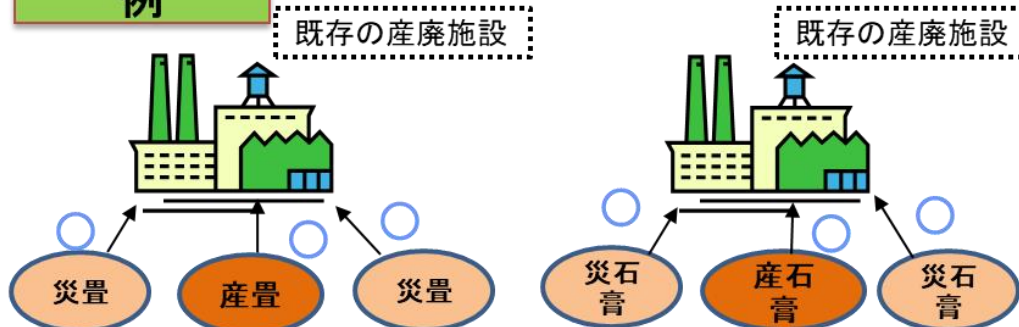
中間処理



平時において、産廃Aの処理施設として設置許可を受けている場合、業の許可を持っていない産廃B・Cについては処理不可。

普段は産廃として処理している産廃Aと同様の性状を有する災害廃棄物A'や災害廃棄物A''（**設置許可は不要**）についても処理可能。

例

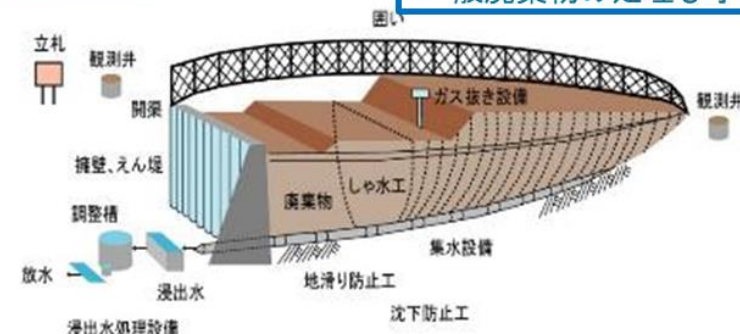


- ・平時から産廃たる置を処理→災廃たる置
 - ・平時から産廃たる廃石膏ボードを処理→災廃たる廃石膏ボード
- これらが**同様の性状**だと判断されれば処理可能

最終処分

管理型最終処分場

通常時から届出があれば一般廃棄物の処理も可

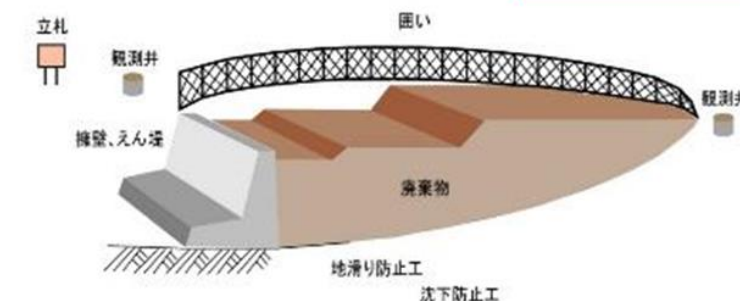


- **公共の水域、地下水を汚染するおそれのある廃棄物を処理**【汚泥、燃えがら、ばいじん等(有害な廃棄物を除く)、木くず、動植物性残さ】
- しゃ水工、浸出水処理設備等が必要

本改正

安定型最終処分場

災害時



- **汚染のない廃棄物を処理（安定型産業廃棄物）**【廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類(廃ブラウン管等を除く)】
- しゃ水工、浸出水処理設備等が不要

災害廃棄物処理に係る再委託の特例（施行令第4条第3号）

特例の内容

○市町村は、非常災害時においては、規則第1条の7の6に定める要件（再委託基準）に従って、処理の再委託ができるとするもの。

再委託基準

- ①日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ②受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - （イ）当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - （ロ）廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで（いわゆる欠格要件）のいずれにも該当しないこと。
 - （ハ）自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- （二）市町村と当該受託者との間の委託契約（以下「一次委託契約」という。）に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

特例による効果

○多量の業務が発生する非常災害時において、災害廃棄物処理の委託が代表1者との契約で可能となり、市町村の事務量の大幅な軽減となる。

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

（非常災害時における連携及び協力の確保）

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

該当条文一覧

(基本方針)

第五条の二 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～二 （略）

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 （略）

3～4 （略）

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項

三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3～4 （略）

該当条文一覧

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3～6 (略)

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（法第九条の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六 法第九条の三第二項（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類
- 二 法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限
- 四 その他法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

該当条文一覧

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

- 第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
- 3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。））、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 五 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- 六 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3～6 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（法第九条の三の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六の二 法第九条の三の三第二項前段（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類
- 二 法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 三 その他法第九条の三の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

2 法第九条の三の三第二項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限とする。

該当条文一覧

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）

第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一～六 （略）

2 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3 （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 三 産業廃棄物処理施設の種類
 - 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）
 - 五 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
 - 六 産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）
 - 七 法第十五条の二第四項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に付された条件
 - 八 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が前条第一項第四号の二に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が前条第一項第五号の二又は第六号に掲げる施設（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。）の見込み
 - 九 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域
- 2 法第十五条の二の五第一項の規定による届出は、当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の三十日前までに、前項に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。ただし、都道府県知事がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。
- 3～5 （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

二 （略）

三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して受託業務を実施する者であること。

四～八 （略）

九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

（1） （略）

（2） 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（3） ・ （4） （略）

ロ （略）

該当条文一覧

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ニからヘまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができ一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～7 （略）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則】

（受託者が他人に委託して一般廃棄物の収集、運搬、処分等を行う場合の基準）

第一条の七の六 令第四条第三号の規定により非常災害時において受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しないこと。
- 二 受託者が受託業務を委託する者（次号及び第五号において「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
 - ロ 法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を委託しようとする者として記載されていること。
- 三 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足る額であること。
- 四 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 五 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

2－1 平成27年法改正事項の活用状況と課題

(2) 平成27年改正法の活用状況と課題

調査の概要について

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）は平成27年7月17日に公布され、同年8月6日に施行された。**現行の制度を点検し、今後の制度見直しを行うため、法改正事項の自治体の活用状況や課題等について調査を実施。**
- 災害対策基本法の改正内容については、環境大臣が主体となって行う事項であり、また改正以降実施した例がないため、今回の調査内容から除外した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 - 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
 - 国が定める基本方針及び都道府県が定める**基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 - **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

調査①

調査②

	調査①	調査②
対象	都道府県 市区町村、 一部事務組合 広域連合	市区町村 一部事務組合
回収率	都道府県：100% (47/47) 市区町村：100% (1,741/1,741) 一部事務組合：100% (548/548)	市区町村：84.4 (1,470/1,741) 一部事務組合：38.3% (209/545)
備考	—	※構成自治体が主体となる事項が大半のため、一部事務組合は参考調査とし、市区町村からの回答について検証を実施。

調査①

平時の備えを強化するための関連規定の整備

廃掃法第2条の3、第4条の2、
第5条の2、第5条の5関係

平時の備えを強化するための関連規定の整備（災害廃棄物処理計画）

同法第5条の2第2項第5号（基本方針）

同法第5条の5第2項第5号（都道府県廃棄物処理計画）に関する調査結果

- ・ 都道府県の災害廃棄物処理計画の策定率は100%である。一方、**市区町村の同計画の策定率は86%(令和6年3月末時点)**。
- ・ 都道府県の同計画の策定率は100%だが、**計画を見直したことがある都道府県は5割程度**。
- ・ 「実効性確保のための見直し」又は「計画の参考となる指針等の改定」を契機として、計画を見直す自治体が4割程度。
- ・ **人員や専門知識の不足**が災害廃棄物処理計画策定及び見直しの課題として挙げられており、**策定の検討に至っていない自治体も3割程度**。
- ・ 仮置場の確保や候補地の選定に関する検討は、都道府県で5割程度、市区町村で8割程度実施されている。実際に候補地の選定が済んでいる自治体は、都道府県で3割程度、市区町村で6割程度である。
- ・ 同計画で想定されている災害は地震に対応しているものが大半であり、風水害への対応は低い。

今後の対応の方向性

- ・ 全ての自治体で災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには同計画の**策定率100%※1**を達成する必要があり、**市区町村においても策定をより一層推進する必要がある**。都道府県においては、**計画の実効性※2の向上のため、計画の見直しの一層の推進**を図る必要がある。
- ・ **指針等の改定時に処理計画の見直しのポイントも合わせて通知を行う**ことが考えられる。
- ・ 各地方環境事務所で行う自治体の災害廃棄物対策の推進のための**モデル事業を引き続き実施**することや、令和5年度に環境省が策定した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の更なる周知等により、**実効性のある計画の策定**を図る必要がある。

※1. 第五次循環型社会形成推進基本計画における災害廃棄物処理計画策定率目標100%（2030年度）

※2. 災害廃棄物処理計画における水害の想定率は3割程度（令和5年3月時点）

平時の備えを強化するための関連規定の整備（災害協定）

廃掃法第4条の2（非常災害時における連携及び協力の確保）に関する調査結果

- ・ 災害時の協定が締結されている自治体は都道府県のうち9割程度、市区町村においては6割程度。
- ・ 災害時の協定を締結していても支援協定リストや関係者の連絡先リストを作成していない自治体も一定数存在する。
- ・ 民間事業者との災害時の協定について、都道府県では産業廃棄物処理事業者と9割程度、市区町村では一般廃棄物処理事業者と6割程度協定を締結しているが、解体事業者との協定締結は都道府県では4割程度、市区町村では1割程度。
- ・ 災害時の協定の締結における課題について、市区町村においては「協定内容の不足」が4割程度、「協定締結先の候補が不足」も4割程度であり、人員・専門知識の不足も課題としてあげられている。



今後の対応の方向性

- ・ 協定を締結していない場合、事業者の選定や契約内容の検討により災害廃棄物処理の着手が遅れることが懸念されるため、協定締結のための手引きやひな形の策定、締結事例の紹介等を行うことにより自治体の協定締結を支援し、合わせて支援協定リスト、関係者の連絡先リストについても作成を促す。
- ・ 大規模災害時は公費解体等が実施されることから、建設事業者や解体工事業者等との協定締結を推進する必要がある。

平時の備えを強化するための関連規定の整備（教育・訓練）

廃掃法第5条の2第2項第5号（基本方針）に関する調査結果

- ・ 災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練を都道府県は9割程度が定期的に行っているが、**市区町村の実施率は2割程度**。
- ・ 7割程度の市区町村は、災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練を実施するためのノウハウがないとの課題認識。



今後の対応の方向性

- ・ 片付けごみの収集や仮置場の運営など実務を担う**市区町村の研修、訓練の実施**が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために必要であるため、**研修の標準的なカリキュラムの作成や、各地方環境事務所及び都道府県が開催する研修・訓練への市区町村職員の参加を促すことが必要である。**

調査②

災害時における廃棄物処理施設の新設 又は活用に係る特例措置の整備

廃掃法 9 条の 3 の 2、第 9 条の 3 の 3、
第 15 条の 2 の 5、同法施行令第 4 条第 3 号関係

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備の活用状況と課題①

廃掃法第9条の3の2（市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例）に関する調査結果

- ・都道府県知事との協議の実施及び同意を得た事例がある自治体は全体の1%程度。そのうち、5割は特定非常災害等大規模災害時を主として、都道府県知事への届出を実施。
- ・都道府県知事との協議の実施及び同意を得た事例がない自治体のうち、「既存の一般廃棄物処理施設の処理能力で賄えるため」との理由が4割程度、「仮置場における一般廃棄物処理施設の設置に必要な面積を確保できないため」との理由が1割程度。一方で、特例規定に関する認識が不足していた自治体が2割程度。
- ・都道府県知事との協議の実施及び同意を得た事例がない自治体のうち、「大規模な災害が発生していないため、事前届出を検討していない」との理由が5割程度。

廃掃法第9条3の3（市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）に関する調査結果

- ・特例規定を活用するために必要な条例等を制定した自治体は全体の1割未満。条例等を制定した自治体は、他自治体の条例を参考としている。一方で、条例等を制定しておらず、今後も制定を検討していない自治体は、「どのような内容を制定すればよいのか分からない」「条例等を制定する手続きが煩雑」という理由が多い。
- ・条例等の制定を検討していない自治体のうち、特例規定に関する認識が不足していた自治体が2割程度。

今後の対応の方向性

- ・廃掃法第9条の3の2及び同法第9条の3の3の特例規定の内容について事務連絡の発出や講演を通して再周知を行うとともに、災害廃棄物対策の平時からの検討の重要性・必要性についても引き続き周知を行う。
- ・関係機関や都道府県と連携して、市区町村において、国有地や都道府県有地等市区町村有地以外の候補地を含め適当な候補地の選定が進むよう効果的な支援措置を講ずる。
- ・「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の事例策定事例（環境省作成）」の更新を行い、活用事例等を提示する。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備の活用状況と課題②

廃掃法第15条の2の5第2項に関する調査結果

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定)

- ・ 特例規定を活用した自治体のうち、特例規定活用にあたり「特に課題はない」という意見が7割程度。一方、特例規定を活用しなかった施設が「法第15条の許可を必要とする施行令第7条に記載のない種類の施設であった」ことに課題を感じていた自治体もあった。
- ・ 特例規定に関する認識が不足している自治体が1割程度。
- ・ 同特例の活用には、発災時の迅速な特例規定の活用に向けて、平時から産業廃棄物事業者との協定締結が必要という意見や、被災自治体での対応のみならず、国主体で公的機関が処理委託先の候補選定や市町村間の調整を行うことが必要との意見があった。

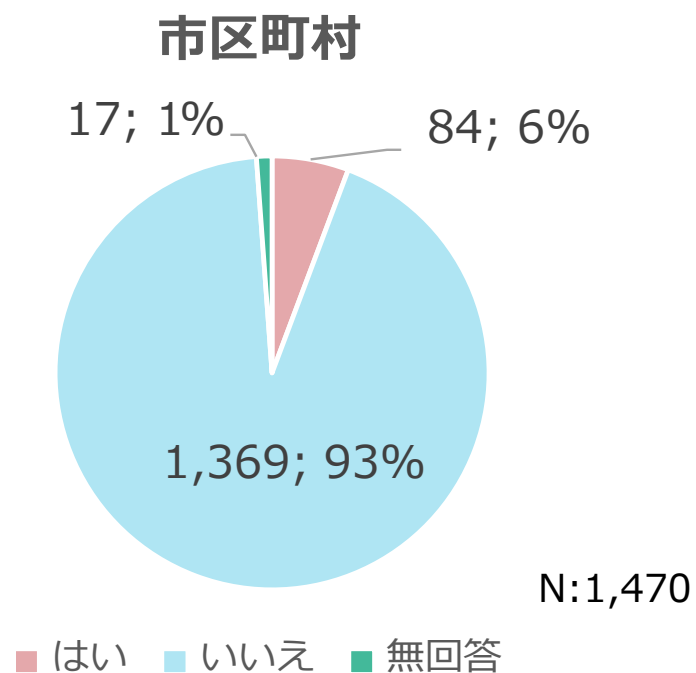


今後の対応の方向性

- ・ 特例規定の内容について事務連絡の発出や講演を通して再周知を行う。
- ・ 廃掃法第15条の2の5第2項の活用事例等を提示するとともに、同法同項を活用できない場合の事例収集及び事実確認を行い、必要な措置の検討を行う。
- ・ 災害廃棄物事業者等関連事業者が自治体と協定を締結するインセンティブの設定等、協定締結率の向上に繋がる方法を検討する。

【参考】廃棄物処理法第15条の2の5第2項 アンケート調査結果(1)

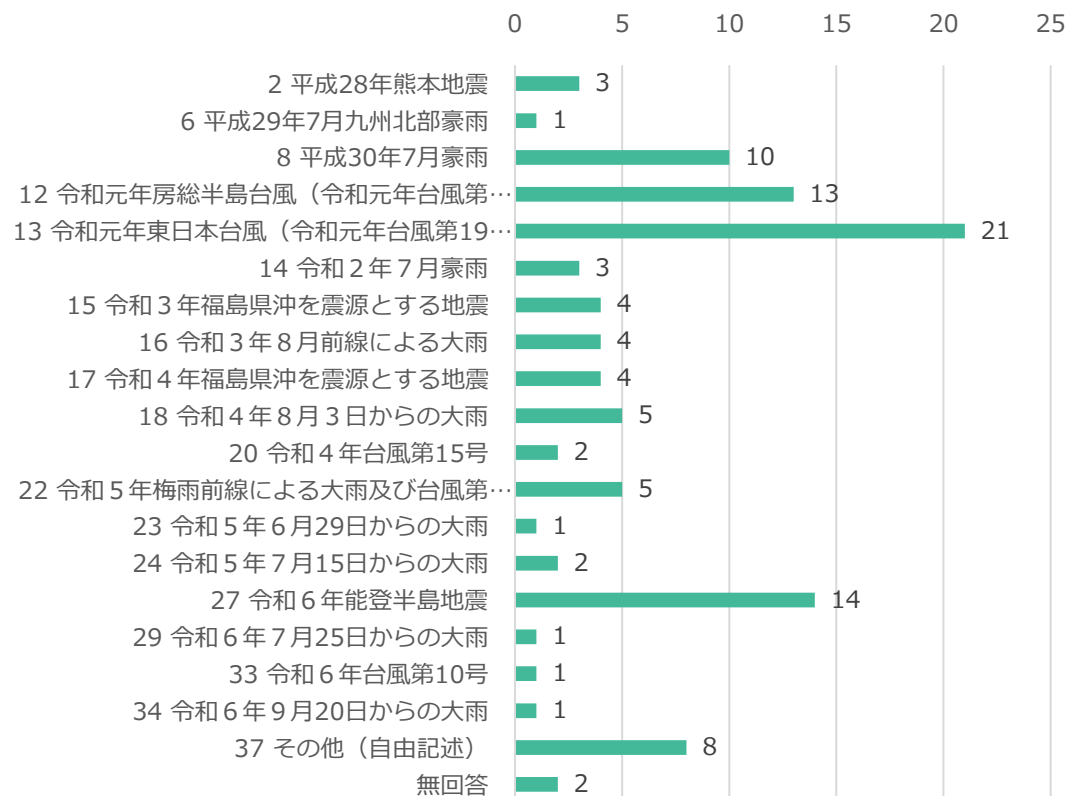
法第15条の2の5第2項（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定）について、活用したことがありますか。



■ 法第15条の2の5の第2項の特例を活用したことがあるのは**84市区町村（6%）**であった。

【参考】廃棄物処理法第15条の2の5第2項 アンケート調査結果(2)

法第15条の2の5第2項について、活用したことがあると回答した方は、いつ活用しましたか。（複数回答可）



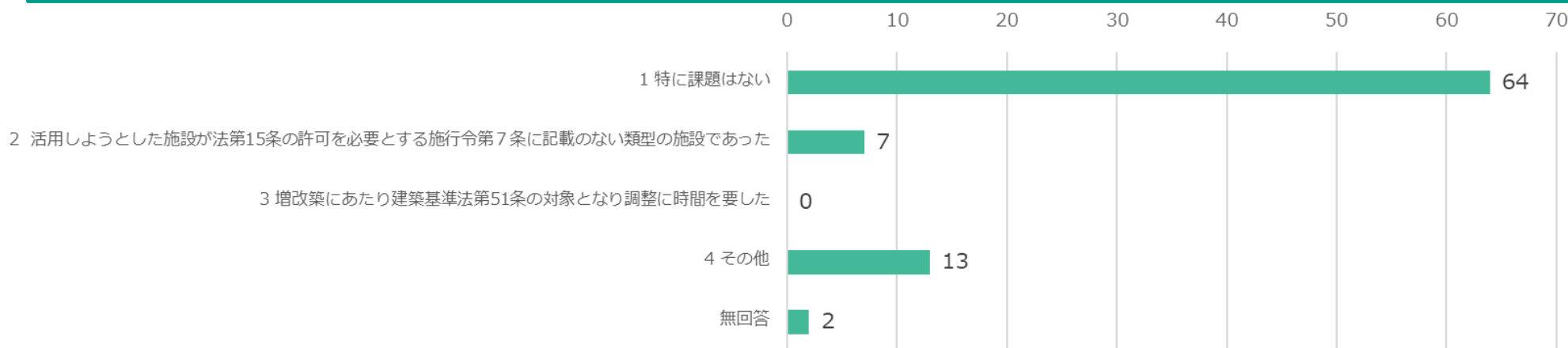
【その他の回答】

- 平成25年台風第26号
- 平成23年東北地方太平洋沖地震
- 平成30年6月18日大阪北部地震（2件）
- 令和3年5月1日牧之原市竜巻災害
- 静岡県熱海市伊豆山土石流災害（令和3年度）
- 令和4年7月12日に発生した局地的大雨
- 令和4年台風第11号
- 令和5年台風第6号
- 令和6年7月10日からの大雨

■ 非常に広い範囲で被害のあった「令和元年東日本台風」での活用事例がもっとも多く21市区町村、ついで「令和元年房総半島台風」、「令和6年能登半島地震」の順となっている。特定非常以外の事例も一定程度確認できる結果となった。

【参考】廃棄物処理法第15条の2の5第2項 アンケート調査結果(3)

法第15条の2の5第2項の規定を活用したことがあると回答した方にお聞きします。活用した際に課題と感じたことをお答えください。（複数の災害に活用した場合は、最も課題を感じた災害について記載）（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

- ・ 依頼できる事業者が少ないこと
- ・ 施設の立地自治体との事前協議に時間を有したこと、事業者側の法解釈や認識不足（産廃施設で一廃を処分できること）

N:86

【その他の回答（特徴的な回答）】

- ・ 「遅滞なく」届出を行うことが困難であった。「処理を開始してから終了するまでの間」等、届出の期間に幅を持たせる必要がある。
- ・ 施行規則第12条の7の17第4項に基づく、受理書の交付について、新たに様式を定めることで事務を迅速に行うことが可能となる。
- ・ 施行規則第12条の7の17第1項第8号に基づく、処理量の見込みは、災害廃棄物の場合は算定が困難であるため、当該廃棄物については柔軟な対応を選択できる形がよい。

【法改正を評価する回答】

- ・ 平成30年7月豪雨災害の被災当時は、法施行規則12条の7の16に規定される処理施設及び一般廃棄物しか適用できなかったため、法令遵守のために、産業廃棄物処理業者の選定に慎重を期したが、令和2年7月16日の廃棄物処理法施行規則改正により、産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理が可能となり、以後、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理をさらに後押しされる規定になったと感じている。

- 「特に課題はない」が64市区町村と最も多く、ついで「法第15条の許可を必要とする施行令第7条に記載のない種類の施設であった」が7市町村であった。
- 自由記述の内容は上記のとおり、法改正を評価する回答も見られた。

【参考】廃棄物処理法第15条の2の5第2項 アンケート調査結果(4)

前問で「2」と回答した方にお聞きします。具体的な施設の種類及び対象廃棄物の種類・品目を教えてください。

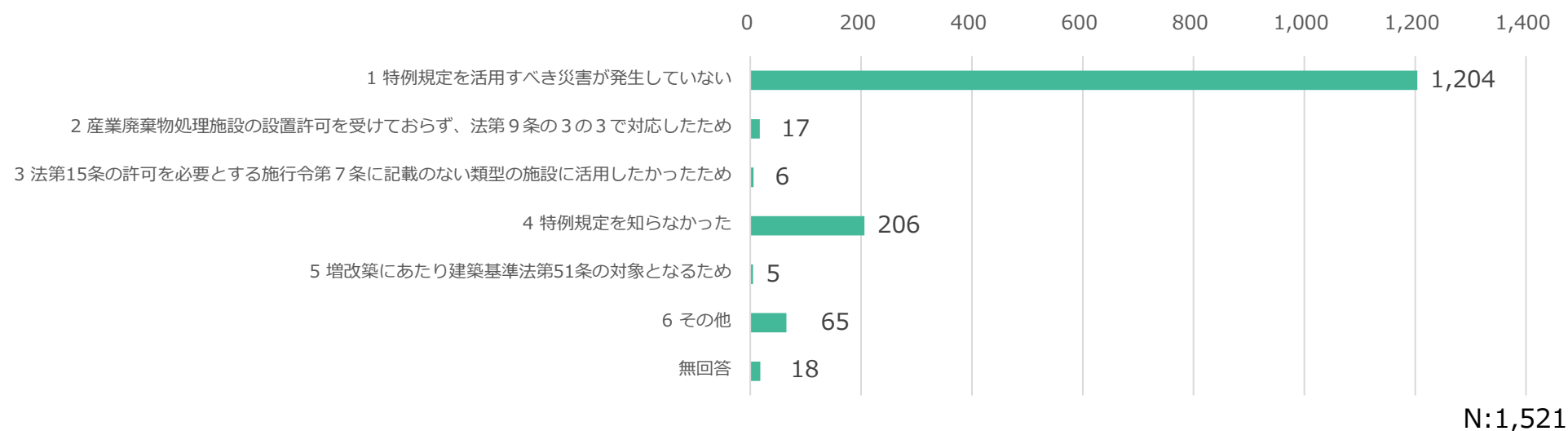
記載例：（●●：産業廃棄物の種類・品目）の（●●：施設の種類）施設

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設
金属くず	破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード（紙＋陶磁器くず）	破碎施設
タイヤ（ゴム）	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰溶融施設
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	破碎施設
法§20の2の登録を受けた事業者が再生の対象とする廃棄物	再生の用に供する施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設
その他	破碎にあたらないが、ほぼ同様の処理（圧縮など）を実施している施設全般

- 6市1町から回答が得られた。同じ品目を挙げる市区町村はなく（重複なし）、品目は多様であった。施設の種類の、**破碎施設**を挙げる市区町村が多く、**選別施設や処分場**といった回答も見られた。

【参考】廃棄物処理法第15条の2の5第2項 アンケート調査結果(5)

法第15条の2の5第2項の規定を活用したことがないと回答した方にお聞きします。法第15条の2の5第2項を活用しなかった理由は何ですか。（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

- ・域内に産業廃棄物処理施設がない、一廃の許可を受けている産業廃棄物処理事業者がいない。
- ・産業廃棄物処分事業者へ委託せずとも、域内の一般廃棄物処理施設や広域処理（公共）で対応できたため

■ 「特例規定を活用すべき災害が発生していない」を除くと、「特例規定を知らなかった」という市区町村が206市区町村に及んでいる。

【参考】廃棄物処理法第15条の2の5第2項 アンケート調査結果(6)

法第15条の2の5第2項を活用するために、必要と思われる施策等があれば教えてください。

【活用事例の提示、研修会等の開催】

- 特例制度の活用事例（手続等のスケジュール感等が分かる具体的なケース）の提示とその理解等のための研修会等の開催

【手続きの簡素化】

- 自治体間の事前協議の簡素化
- 行政は産業廃棄物処理施設設置業者に協力を求める立場であり、煩雑な手続きが必要であれば協力を得ることが困難なので手続きをより簡素化することが必要。

【国や都道府県等との連携】

- 処理を委託可能な産業廃棄物事業者や施設のリスト等に関する情報共有、産廃事業者との協定締結
- 国が把握している全国の自治体の産廃施設許可の件数及び処理能力の情報を活用して、公的機関が処理委託先の候補選定や市町村間協議の仲介を行う制度の確立

【新たな施策、特例措置】

- 法第15条の許可に該当しない施設においても迅速な処理ができるように特例措置を設けてほしい。
- 廃掃法施行令第7条各号に掲げる産廃施設ではない施設で処理能力が5 t/日を超える施設について、一般廃棄物処理施設として速やかに活用するための施策が必要（法第9条の3の3の規定緩和など）
- 産廃施設許可が不要の施設であっても、平時から産廃施設として支障なく稼働しており、特例を活用して搬入する災害起因の一般廃棄物が平時から処理しているものと同様の性状であるならば、法第15条の2の5の対象とする特例を設ける 等

災害時における廃棄物処理委託の基準等にかかる特例措置の活用状況と課題

廃掃法施行令第4条第3号（非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正）に関する調査結果

- ・再委託を行ったことがある自治体は全体の1割未満。
- ・委託事業者の確保の困難さや、再々委託の禁止を課題に挙げる自治体が多くあった。
- ・特例規定に関する認識が不足している自治体が1割程度。

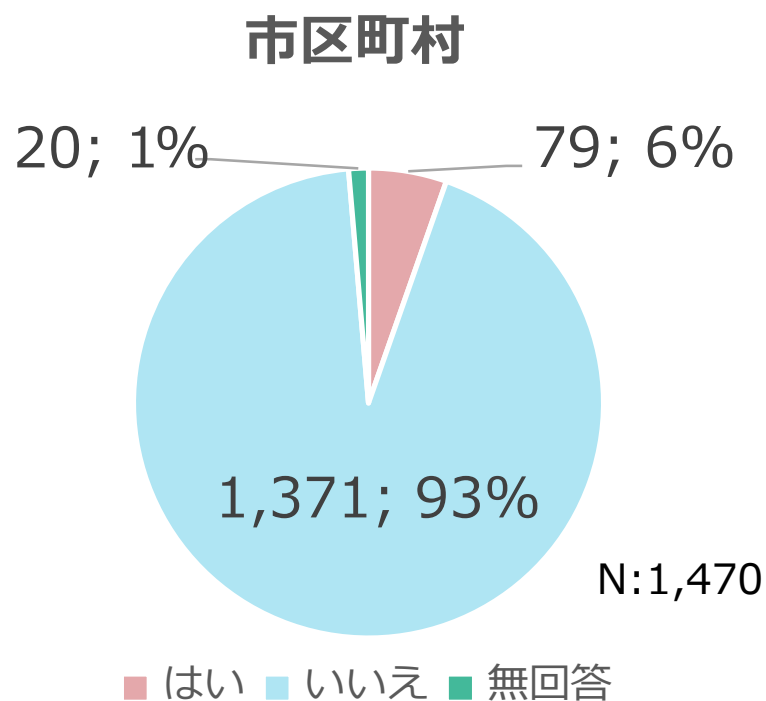


今後の対応の方向性

- ・自治体向けのみならず、事業者向けに特例規定の内容について周知を行う。
- ・再委託に関する課題等の事例収集及び事実確認を行い、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を前提としつつ、課題等を検証しながら必要な措置の検討を行う。
- ・活用事例、契約書の雛形を記載した手引きの策定、公表。

【参考】廃棄物処理法施行令第4条第3号 アンケート調査結果(1)

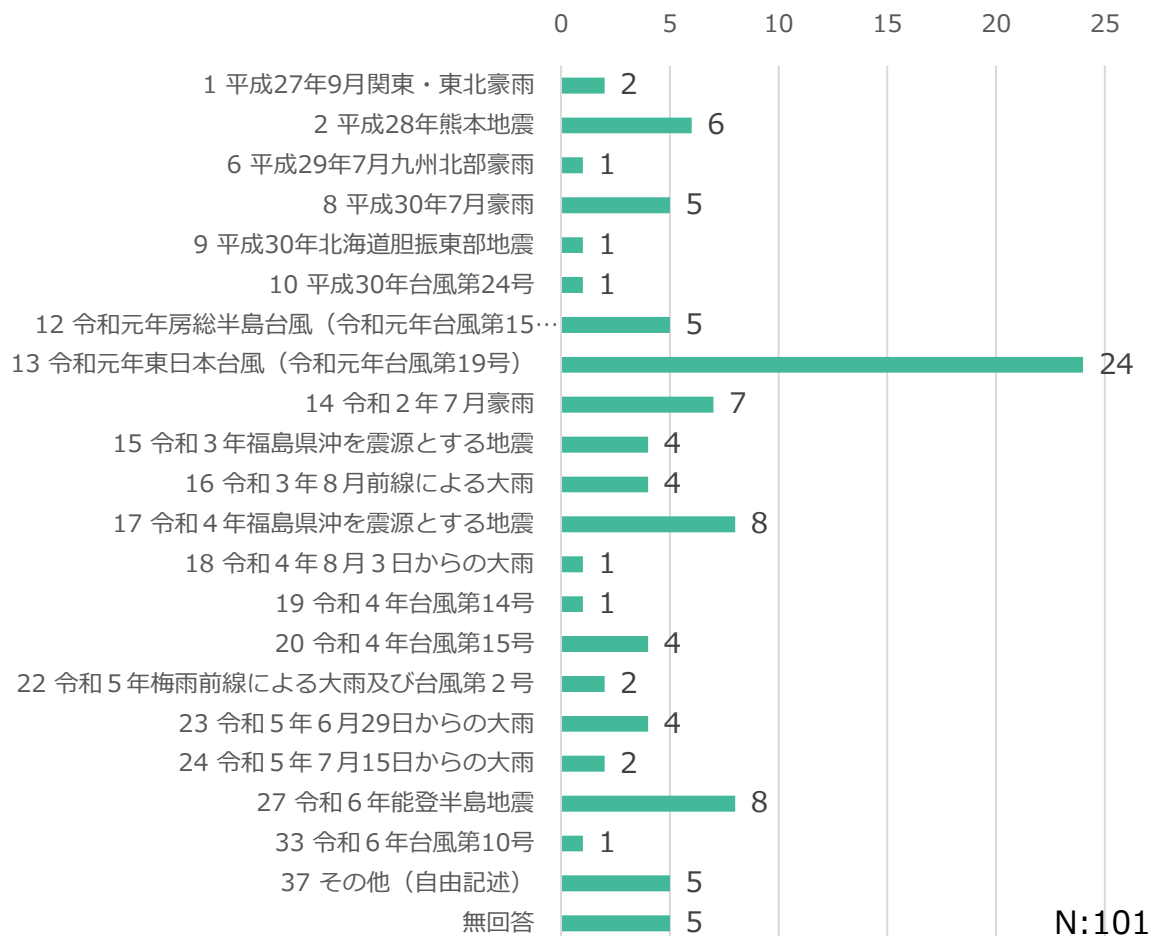
施行令第4条第3号（非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正）に基づく再委託を行ったことがありますか。



■ 再委託を行ったことがあるのは79市区町村（約6%）。

【参考】廃棄物処理法施行令第4条第3号 アンケート調査結果(2)

施行令第4条第3号に基づく再委託を行ったことがあると回答した方にお聞きします。施行令第4条第3号に基づく再委託をいつ行いましたか。（複数回答可）



【その他の回答】

- ・ 平成30年台風第21号
- ・ 令和元年10月25日大雨
- ・ 熱海市伊豆山土石流災害
- ・ 令和5年台風第6号
- ・ 令和6年7月10日から大雨

■ 令和元年東日本台風が24市区町村ともっとも多く、ついで令和2年7月豪雨、令和4年福島県沖を震源とする地震、令和6年能登半島地震が多い。

【参考】廃棄物処理法施行令第4条第3号 アンケート調査結果(3)

施行令第4条第3号に基づく再委託を行ったことがあると回答した方にお聞きします。活用した際に課題と感じたことを教えてください。

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の確保、委託事業者の情報不足、事業者側の制度（特例規定）に関する理解不足

【再々委託の禁止】

- 「最終処分」に関して、再々委託ができないことで、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託の禁止に関して混乱が発生した。
- 再委託先のが再々委託を行わないか確認が必要であった。
- 再々委託が必要な場合には、直接委託で対応する必要がある。

【事務の煩雑さ】

- 再委託先の自治体との協議、通知が必要

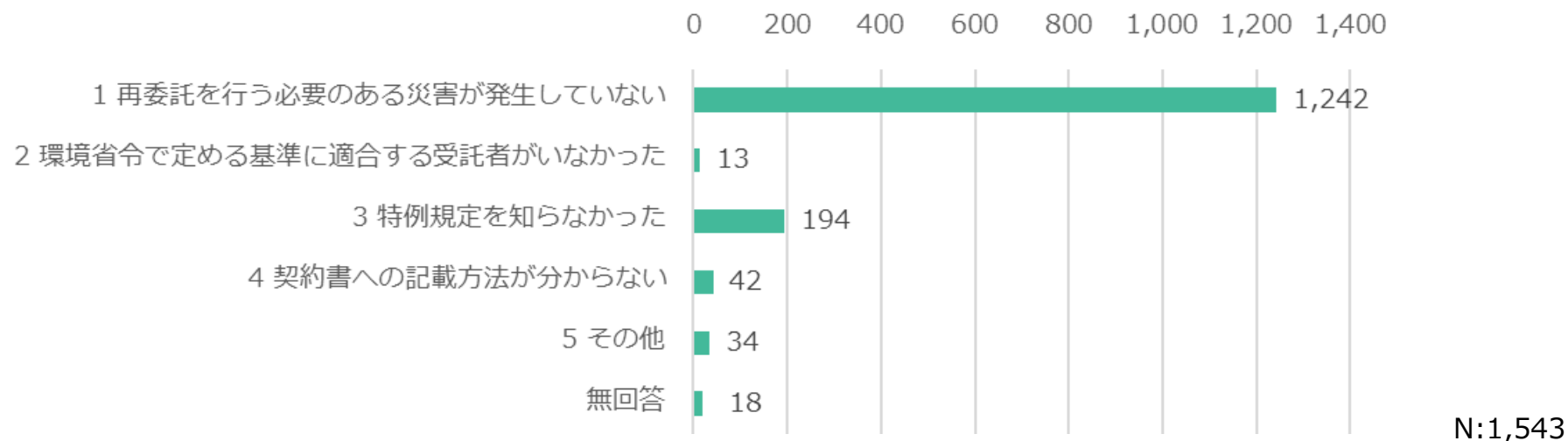
【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

■ 委託事業者の確保の困難さや、再々委託の禁止を課題に挙げる自治体が多くあった。

【参考】廃棄物処理法施行令第4条第3号 アンケート調査結果(4)

施行令第4条第3号に基づく再委託を行ったことがないと回答した方にお聞きします。施行令第4条第3号に基づく再委託を行わない理由は何ですか。（複数回答可）



【その他の回答（主な回答）】

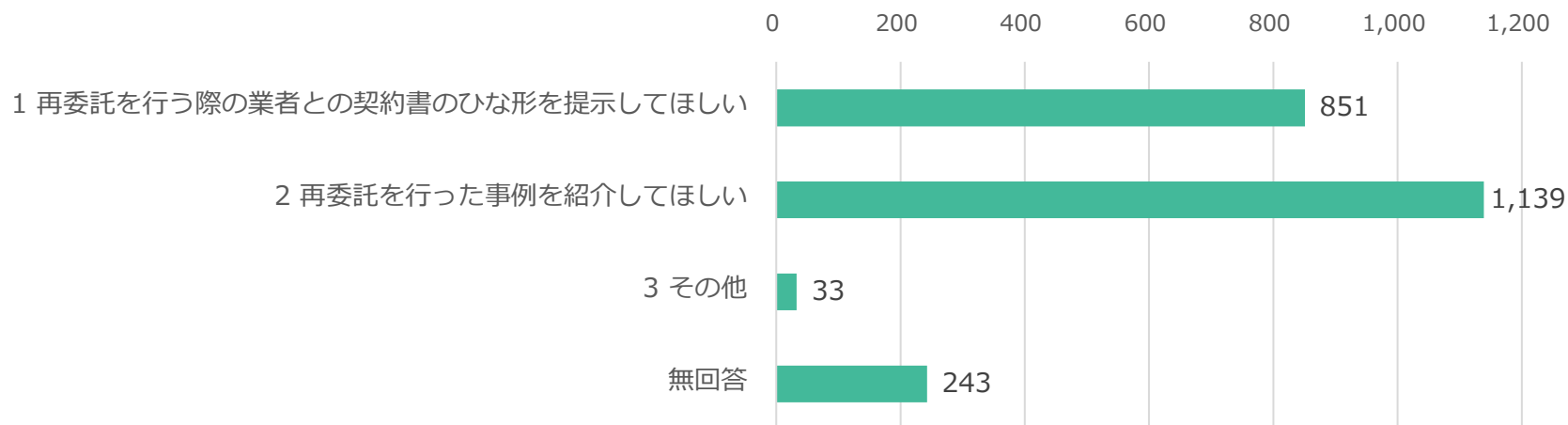
- 発生した災害では再委託の必要性がなかった。
- 再委託の意思決定は、災害廃棄物の処理主体（一部事務組合）が行うため
- 廃棄物処理施設を有していないため 等

■ 再委託を行う必要のある災害が発生していないを除けば、「特例規定を知らなかった」、「契約書への記載方法が分からない」という回答が多い。

【参考】廃棄物処理法施行令第4条第3号 アンケート調査結果(5)

施行令第4条第3号に基づく再委託を行うために、必要と思われる施策等があれば教えてください。

(複数回答可)



【その他の回答（主な回答）】

- 再契約に関するマニュアルの作成
- 再委託に関する説明会、勉強会等の開催
- 再委託によって最終処分まで適正な処理がされたことを確認できる仕組みの構築、廃棄物の移動履歴や処理状況などを記録・管理するためのシステムの導入（不法投棄等防止のため）
- 国・県の協力 等

- 再委託に係る事例の紹介や契約書等のひな形の提示を求める自治体が多い。
- その他の回答として、マニュアルの作成や説明会・勉強会の開催を希望する回答もあった。

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

(特定非常災害に指定された災害の一覧)

災害名	災害 の 種別	発生 年月	建物被害										災害廃 棄物量 [万トン]	処理 期間
			損壊家屋数　[棟]							非住家		計		
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損	小計	公共建物	その他			
東日本大震災 ^(※1)	地震・ 津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786		1,166,168	14,527 (※9)	93,869 (※9)	1,274,564	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506			7,574	647,260	1,579	40,917	689,756	1,500	約3年
令和 6 年能登半島地震 ^(※3)	地震 水害	R 6年 1月,9月	6,461	23,336	125,929	6	19		155,751	443	37,335	193,529	422 ^(※11)	約2年
平成28年熊本地震 ^(※4) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095				198,243	467	12,918	211,628	311	約2年
平成30年 7 月豪雨 (西日本豪雨) ^(※5) (岡山県,広島県,愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	火災 (15 件)	38,835	623 (※10)	4,590 (※10)	44,048	190 ^(※12)	約2年
令和元年台風19号 (東日本台風) ^(※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		176,584	187	13,784	190,555	109 ^(※13)	約2.5年
新潟県中越地震 ^(※7)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682				122,667			122,667	60	約3年
令和 2 年 7 月豪雨 ^(※8)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		16,285			16,285	42 ^(※14)	約2.5年

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 消防庁災害情報の合計 (令和7年1月28日時点)

(※4) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※5) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※8) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和6年3月8日時点)

(※10) 消防庁災害情報の合計 (令和元年8月20日時点)

(※11) 主要被災3県(石川県・富山県・新潟県)の推計値合計

石川県: 公費解体加速化プラン (令和7年1月31日改定)

富山県: 富山県災害廃棄物処理実行計画 (令和6年5月24日策定)

新潟県: 新潟県からの献呈に基づき (令和6年12月末時点)

(※12) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※13) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

(※14) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点) 土砂混じりかきを含む

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

(1) 東日本大震災における 取組と課題への対応

東日本大震災（災害対応における取組のポイント①）

取組項目	主な内容
現地支援体制	発災初期から、被災3県の県庁に環境省職員・研究者・技術者からなる現地支援チームを派遣。国立環境研究所や廃棄物資源循環学会による積極的な独自支援とも連携しつつ、後にD.Waste-Netメンバーとなる多くの各業界団体の支援を得ながら被災市町村を支援。
生活ごみ、避難所ごみ、し尿、腐敗性廃棄物等	生活ごみ、避難所ごみ及びし尿に関しては、直営、委託事業者、全国都市清掃会議による他都市の応援や事業者の協力を得て収集運搬や処理を実施。
災害廃棄物の処理方針	災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を公表し、国、県、市町村の役割分担や処理目標期間（3年間の平成26年3月末までの処理完了）等により方針を提示。
市町村から県への事務委託	市町村から県への事務委託による処理の推進。 - 被災地域を複数の地区やブロックに区分してそれぞれ二次仮置場を設置。二次仮置場の管理を建設事業者や産業廃棄物処理事業者等からなる特定業務共同企業体（JV）へプロポーザル発注。岩手県・宮城県では、破碎・選別施設（計22箇所）、仮設焼却炉（計31基）を設置し、手選別も組み合わせた徹底した選別等により、コンクリートがらや津波堆積物等を復旧・復興資材に積極活用する等、高い再生利用率を実現。
広域処理	18都府県の92自治体等へ約62万トンを広域処理。処理目標期間内の処理に寄与したことに加え、仮置場における火災の原因となった可燃物や木くずの広域処理は、火災発生防止や早期の一次仮置場の解消にも貢献。
再生利用	- 災害廃棄物の8割強、津波堆積物のほぼ全量を再生利用。 - 津波堆積物処理指針を策定。 - 復旧事業等の公共事業においては約1,300万トンが再生利用され、特にコンクリートがらや津波堆積物については、ほぼ全量被災県内で再生利用が行われた。
特例措置	廃棄物処理法について特例措置を制定し、被災自治体の事務負担を軽減。 ➢産廃処理施設で災害廃棄物を受け入れる場合の届出期間を緩和（省令、平成23年3月） ➢災害廃棄物を安定型処分場で処理する場合の手続を簡素化（省令、平成23年5月） ➢災害廃棄物の処理を受託する者に再委託を認める特例（政令、平成23年7月）

東日本大震災（災害対応における取組のポイント②）

取組項目	主な内容
特例措置 (つづき)	・ 特別措置法の制定（平成23年 8 月12日）により、国の責任の明確化、国による処理の代行等を規定。 ➢ 国の責務として、災害廃棄物の処理が迅速・適切に行われるよう、自治体への必要な支援を行い、基本的な方針や工程表を定め、必要な措置を講ずること ➢ 国による市町村の処理の代行 ➢ 市町村負担の軽減 ➢ 広域的な協力要請等の国が講ずべき6つの措置
処理困難物等に関する 各種通知の発出	・ 石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、家電、自動車、パソコン等の処理について、品目毎にガイドラインや留意点などを順次通知するとともに、冷凍水産物の海洋投入を可能にする海洋汚染防止法の緊急告示を行うなど、必要な措置を実施。
公費解体	・ 損壊家屋等の撤去等に関する指針により、被災市町による早期の損壊家屋等の撤去・解体を後押し。 ・ 半壊家屋等の解体を補助金の対象とした。

東日本大震災（災害対応を踏まえた課題とその後の対応①）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
災害廃棄物処理計画の策定による事前の備えの強化	処理計画の策定推進、東日本大震災の課題を踏まえた仮置場選定、災害時支援協定締結、処理困難物の処理等の考え方等の提示	- 災害廃棄物対策指針の策定（平成26年3月） - モデル事業の推進（平成27年～）
巨大災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の必要性	- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の巨大災害発生時の取組の基本的な方向性の提示 - 災害廃棄物の性状や発生状況等を考慮した上で、適切な処理方法を選択できる制度（産廃処理施設の活用、再委託等）の導入、各種手続きの簡素化	- 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめを策定（平成26年3月） ▶巨大地震発生時の災害廃棄物の発生量、既存の廃棄物処理施設の処理可能量等を試算 ▶巨大災害の発生に向けた対策のあるべき方向5つの事項 ✓膨大な災害廃棄物の円滑な処理の確保 ✓東日本大震災の教訓を踏まえた、発災前の周知な事前準備と発災後の迅速な対応 ✓衛生状態の悪化・環境汚染の最小化による国民の健康の維持 ✓強靱な廃棄物処理システムの確保と資源循環への貢献 ✓大規模広域災害を念頭に置いたバックアップ機能の確保 - 巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについてを策定（平成27年2月） ▶巨大災害時の災害廃棄物処理に係る対策について、制度的な側面からの対応を含む、基本的な考え方を提示 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成27年法律第58号）（平成27年7月17日公布、8月6日施行） ▶廃掃法:平時の備えを強化するための関連規定の整備、災害時の廃棄物処理施設の新設又は既存施設活用に係る特例措置の整備 ▶災対法:大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定、大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備 - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定（平成27年11月） ▶廃掃法、災対法に基づく、大規模災害に備えた災害廃棄物対策の基本的考え方を具体的に提示 ✓各主体が備えるべき大規模災害特有の事項 ✓地域ブロック災害廃棄物対策行動計画の策定指針 ✓発生後に環境大臣が策定する処理指針のひな形
国、都道府県、市町村、事業者等の関係者の役割の明確化	各関係者が担う役割や責務を明確化し、関係者による連携、協力体制を構築	

東日本大震災（災害対応を踏まえた課題とその後の対応②）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
大規模災害を対象とした技術的な検討の必要性	国、地域ブロック単位での対応検討 - 過去の経験が効果的・継続的に集積され、十分に活用される体制の整備	- 技術・システム検討WG等における首都直下地震、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のシミュレーション等の実施 - 地域間協調ワーキンググループにおけるこれまでの災害の検証 - 地域ブロック協議会の設置（平成26年～）、地域ブロック災害廃棄物対策行動計画の策定（平成28年～） - 災害廃棄物対策推進検討会の設置（平成28年～） - 東日本大震災における災害廃棄物対応のアーカイブ化、災害廃棄物対策情報サイトの公開
災害廃棄物発生量の推計方法の確立	- 津波被害も考慮した発生原単位の設定 - 津波堆積物の推計方法の検討	災害廃棄物対策指針の策定（平成26年3月）に合わせて新たに原単位を設定、津波堆積物量の推計方法を提示
被災自治体のマンパワー不足・知見者不足への対応	- 民間事業者、有識者等からなる人的ネットワークの構築 - 災害廃棄物対応経験者を含む、他自治体からの支援体制の構築	- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の発足（平成27年度） - 地域ブロック災害廃棄物対策行動計画に基づく、地域ブロック内の広域連携体制、人的支援体制の構築
広域連携体制の構築	平時から近隣施設等に運搬できる体制（必要な重機・資材等の確保を含む）の整備	
仮設処理施設の設置手続き等の簡素化	災害時における特例措置の検討等、制度的な検討	- 廃棄物処理法改正（平成27年）により仮設処理施設の迅速な設置のための特例措置を制定 - 地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引きを策定（令和3年5月）
浄化槽に関する平時からの災害対策	- 浄化槽における平時の取組の検証 - 浄化槽の暫定的な使用の可否にかかる判断基準の確立	- 災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの改定（平成24年3月） - 災害対応の役割分担の明確化、暫定的な使用の可否にかかる判断基準の確立、事例集の充実 - 応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用に関する留意点を策定（平成26年2月）

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

(2) 平成28年熊本地震における 取組と課題への対応

平成28年熊本地震（災害対応における取組のポイント）

取組項目	主な内容
現地支援体制	・ 発災翌日より環境省職員を派遣。同日、D.Waste-Netを活用し専門家を派遣。 ・ 発災初期には、東日本大震災の被災県・市より災害廃棄物対応経験を有する職員を派遣（県が行うべき事務の明確化）。 ・ 幹線道路等の交通に支障のある災害廃棄物について、防衛省・自衛隊による撤去。
災害時支援協定の活用	・ 生活ごみ（家庭ごみ、避難所ごみ）、し尿の回収・処理先の確保や災害廃棄物仮置場の運営・管理など、災害時支援協定を活用することで迅速な対応を実施。
市町村から県への事務委託	・ 県が県内7市町村から災害廃棄物処理の一部について事務委託を受けて、計7箇所の二次仮置場を設置し、20万トンを超える災害廃棄物を処理。二次仮置場におけるリサイクル率は90%越え。
広域処理	・ 発生した災害廃棄物の約16%に相当する約50万トンの県外広域処理を実施。
再生利用	・ リサイクル率は熊本県全体で約78%
特例規定の活用	・ 廃棄物処理法第9条の3の2（市町村による一般廃棄物処理施設の届出の特例）、同法9条の3の3（委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の届出の特例）、同法第15条の2の5第2項（被災地域に設置されている産業廃棄物処理施設で災害廃棄物を処理する場合の事後届出）、令第4条第3号他（市町村と収集運搬業者との再委託契約）、規則第12条の7の16第1項関係（安定5品目の安定型産廃処分場での処理）により、円滑・迅速な処理を実施。
公費解体	・ 県は、解体標準単価と具体的な計算式、解体・廃棄物処理事業者の協議による分別の基本水準を市町村に提示し、各市町村の事務負担を軽減。 ・ 自費解体（費用償還）スキームの導入。 ・ 登記上の所有者が死亡している場合に、相続人の所在が分からず同意書を取得することが困難な場合には、誓約書方式を採用。 ・ 所有者不明の空家に対し、司法書士会の協力を得て、不在者（相続）財産管理人の選任申立を行い、選任された不在者財産管理人による公費解体申請を実施。 ・ 半壊家屋等の解体を補助金の対象とした。

平成28年熊本地震（災害対応を踏まえた課題とその後の対応①）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
被災自治体における 受援体制の構築	災害廃棄物処理全般を通して、他自治体・関係団体等の応援を前提とした、平時の災害協定締結・受援体制等の構築	・災害廃棄物対策指針を改定（平成30年3月） ➢ 応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化し、事前に備えるべき事項を明確化（し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性） ➢ 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化 ➢ 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理 ➢ 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実
生活ごみと片付けごみの混在化	・分別して収集するための体制構築、住民への分別方法の周知	
仮置場の確保	・事前の仮置場候補地の選定、関係者との調整の実施	・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年度～令和2年度）として、モデル事業等の実施により処理計画策定支援を強化
市町村から都道府県への事務委託実施の判断	・関係者の役割の明確化 ・過去事例の横展開	・災害廃棄物対策指針を改定（平成30年3月） ➢ 国、都道府県、市区町村、関係団体等の役割を明確化 ➢ 事務委託に関する記載の充実 ・災害廃棄物対策指針（技術資料）に事務委託を追加（令和2年3月） ➢ 事務委託の必要性の考え方や留意点、事務委託を行う際の手順、委託範囲について、過去の事例に基づき整理
広域処理体制の構築	・平時からの広域処理調整	・地域ブロック単位で大規模災害における連携を強化するため、地域ブロック災害廃棄物対策行動計画の策定を推進（平成30年3月迄に全ブロックが策定済）【再掲】 ・災害廃棄物対策指針を改訂（平成30年3月） ➢ 民間事業者との連携に関し、検討すべき内容の明示

平成28年熊本地震（災害対応を踏まえた課題とその後の対応②）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
自治体のマンパワー不足	・庁内技術者のリストアップ(平時) ・他自治体への早期の支援要請 ・災害対応にあたる職員の対応力向上による、災害廃棄物対応力の底上げ ・D.Waste-Netによる技術的支援の強化	・地域ブロック災害廃棄物対策行動計画において人的支援を規定【再掲】 ・ブロック協議会等を活用した人材育成 ・DWNとの定期的な意見交換会の実施
廃棄物処理法第9条3の3の活用	・法第9条3の3は、市町村以外の場合に届出で足りるとする規定。特例の適用にあたっては、自治体での事前の条例制定が必要。 ・条例制定の必要性や事例等の周知が必要	・廃棄物処理法第9条の3の3（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例）を適用するために必要な条例の制定の促進を目的に、廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例を策定（令和2年3月）

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

(3) 平成30年7月豪雨における 取組と課題への対応

平成30年7月豪雨（災害対応における取組のポイント）

取組項目	主な内容
現地支援体制	- 環境省職員及びD.Waste-Netの専門家で構成する現地支援チーム（最大10名程度/県）を約2ヶ月間同時並行で被災3県（岡山県、広島県、愛媛県）に派遣。さらに災害経験自治体職員を派遣。 - 地域ブロック災害廃棄物対策行動計画（大規模災害発生時における四国ブロック災害廃棄物対策行動計画）に基づく他自治体職員の派遣。 - 防衛省・自衛隊と連携したがれき撤去。 - 国交省と連携したがれき・土砂一括撤去スキームの構築。 - 広島県では、関係省庁及び県関係部局による「土砂・がれき処理チーム」を設置。
生活ごみ、し尿の収集運搬、処分	経済産業省及び関係団体と連携した仮設トイレの円滑な設置・運営、被災ごみ処理施設の周辺自治体等での広域処理により、大きな支障なく処理を継続。
市町村から県への事務委託	岡山県は県内2市、広島県は県内1町からの事務委託を受け、二次仮置場（岡山県倉敷市は併設された一次仮置場を含む）の管理・運営及び二次仮置場に搬入された廃棄物の処理を実施。
広域処理	岡山県倉敷市においては、発生した災害廃棄物（約34万トン）の約8%に相当する約3万トンの県外広域処理を実施。
再生利用	リサイクル率は以下のとおり。 岡山県倉敷市：約78%、広島県広島市：約85%、愛媛県全体：約80%
特例規定の活用	- 広島県内自治体では廃棄物処理法第9条の3の2の特例を活用。 - 岡山県倉敷市では、処理困難物（石膏ボードや土砂混じりがれき類、消火器やボンベ、内容物不明のドラム缶など）について、法第15条の2の5第2項（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）に基づき対応。
公費解体	- 共有者への同意について、どうしても連絡がとれず、明確に解体に反対する意思が表示されていないものについては宣誓書方式を採用。 - 半壊家屋等の解体を補助金の対象とした。

平成30年7月豪雨（災害対応を踏まえた課題とその後の対応①）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
処理段階に応じた人的支援の仕組み	・国、県、支援自治体、災害ボランティア、D.Waste-Net等の適切な役割分担とこれらの人的支援を効果的に行う枠組づくり ・被災自治体との調整含めたマネジメント人材の配置・育成 ・処理方針の早期作成支援	・災害廃棄物対策現地支援オペレーションマニュアルを策定（平成31年3月） ▶現地支援チームで活動するにあたり、環境省職員に必要な事項をとりまとめ ・自治体間の支援について、災害廃棄物対策指針（技術資料）に「災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）」を追加（令和2年3月） ・DWNや人材バンクの派遣による処理方針の作成等のマネジメント支援の実施
災害経験自治体の知見の活用	・災害経験自治体の知見者間の連携 ・自治体職員を含めた現地支援チーム派遣の仕組みづくり	・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の策定（令和2年度）
大量の災害廃棄物の路上堆積、集積所の閉塞	・生活圏からのがれき撤去やがれき・土砂一括撤去スキーム等について、防衛省・自衛隊や国交省・地方整備局との連携を標準化 ・社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携強化 ・災害時でも無理のない範囲での分別の意義及び必要性の周知 ・戸別回収の際の対応	・「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」（国交省発行）について文書により周知 ・防衛省と環境省が共同で、災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルを策定（令和2年8月） ▶環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理 ・災害廃棄物対策指針（技術資料）に「住民等への情報伝達・発信等に関するグッドプラクティス」を追加（令和2年3月） ・災害廃棄物対策指針(技術資料)の「収集運搬車両の確保とルート計画に当たっての留意事項」を改定(平成31年4月) ▶戸別回収時の注意点について周知

平成30年7月豪雨（災害対応を踏まえた課題とその後の対応②）

課題	改善の方向性	主な対応状況
民間事業者や関係団体等との災害支援協定締結による連携強化	- 初動対応における民間事業者との迅速・円滑な連携に向けた協定締結 - 協定締結にとどまらず、業務内容や必要資機材等の整理、委託単価の事前設定など平時からの連携体制構築	- 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きを策定（令和2年2月） - 災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するため、災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応時の手順及び平時の事前検討事項をとりまとめ - 災害廃棄物対策指針(技術資料)を改定(平成31年4月) - 仮置場の確保・運営に関する内容の充実化 - 災害廃棄物対策指針（技術資料）に「関係団体等との協力体制」「協定の活用方法」を追加（令和2月3月） - 過去災害において活躍した団体等の紹介及び活用事例を掲載 - モデル事業等の実施により処理計画策定支援を強化
仮置場候補地の事前選定、管理方法の事前計画	仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理	
解体廃棄物や処理困難物等、平時には産業廃棄物として排出されるものへの対応	産廃処理施設の柔軟な運用	- 廃棄物処理法施行規則の改正（令和2年7月） - 産廃施設において処理する産廃と同様の性状を有する（産廃施設の設置許可に係る産廃と同一の種類に限らず）災害廃棄物を事後届出により処理できる制度を恒久化
メディアに対する戦略的な情報発信	- 正確かつタイムリーに画像・映像情報含めて発信 - 情報発信ルートの確立（HP、記者レク、県市町災対本部等）	- 災害廃棄物対策情報サイトにおいて迅速な情報発信 - 状況に応じた適切な事務連絡の発出

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

(4) 令和元年台風19号における 取組と課題への対応

令和元年台風第19号（災害対応における取組のポイント）

取組項目	主な内容
現地支援体制	・関東及び中部ブロックの行動計画（又は広域連携計画）に基づき、大規模に広域支援を実施し、延べ約2,200名の他自治体職員を派遣。 ・防衛省・自衛隊と連携し、7県23市町村におけるがれき撤去。 ・国交省と連携したがれき・土砂一括撤去スキームの活用。 ・農林水産省と連携し、稲わら等の処理スキームの構築。
関係者との連携体制構築	・長野県長野市において、「One NAGANO（ワンナガノ）」と呼ばれる、市民・ボランティア・自治体・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を越えた多くの関係者が一体となって、災害廃棄物の撤去を実施。
モデル事業実施の効果	・モデル事業にて処理計画策定中の自治体では、事前に廃棄物処理施設の稼働停止時の対応を検討済みで、発災後速やかに住民に排出抑制の周知を行い、施設復旧後に円滑に処理を実施。 ・事前の仮置場候補地選定を行っていた自治体では、発災直後に面積の広い仮置場（約1万m²）を確保。また関係団体との災害時支援協定を活用し、仮置場の管理・運営を行う事業者を早期に確保し速やかに対応。
特例規定の活用	・宮城県、茨城県、栃木県内自治体にて廃棄物処理法第9条の3の2、青森県、栃木県内自治体にて同法第9条の3の3の特例を活用。 ・全国21自治体にて廃棄物処理法第15条の2の5（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）による産業廃棄物処理施設を活用した広域処理を実施。 ・全国24自治体にて廃棄物処理法施行令第4条第3号に基づく再委託を実施。
生活ごみ・し尿の円滑な処理	・浸水等により廃棄物処理施設が稼働停止し、処理が滞っている生活ごみ・し尿について災害時における広域処理に係るかかりまし経費を支援。

令和元年台風第19号（災害対応を踏まえた課題とその後の対応①）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
処理計画の策定促進・実効性向上	・処理計画の有無の違いによる初動対応の成否の評価と優良事例等の周知 ・処理計画策定済の自治体に対する図上演習、人材育成等の推進 ・処理計画未策定の自治体への支援	・モデル事業等の実施により処理計画策定支援を強化 ・モデル事業（計画策定支援や図上演習等）が発災時の迅速な処理に寄与した事例を中心に、災害廃棄物対策グッドプラクティス集を策定（令和5年3月）
関係者との連携による片付けごみ等の収集運搬体制の確保、仮置場候補地の事前選定	・市区町村は事前に発災時の直営・委託の収集運搬車両の体制を把握 ・自治体、関係団体等との災害時支援協定の締結 ・仮置場候補地の事前選定 ・戸別回収を実施する場合の収集運搬体制の検討	・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きの策定（令和2年3月）と改定（令和3年3月） ・地域間協調WGにおいて、災害廃棄物処理計画の問題点、策定・見直しを図るための支援について検討（令和2年度～） ・小規模自治体や処理計画未策定自治体を想定し、災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）を策定（令和5年3月） ・災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインの策定（令和5年3月） ➢処理計画の策定及び改訂に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説 ➢処理計画における具体的な記載事例を紹介 ➢グッドプラクティス・バッドプラクティスを掲載 ・災害廃棄物対策に関する図上演習、模擬訓練（動画）を公開（令和5年3月） ・地域ブロック協議会での研修等の実施
地域ブロック内、地域ブロックをまたぐ広域連携体制の確保・強化	・広域連携に係る事例収集と点検・見直し ・自治体、関係団体等との災害時支援協定の締結 ・D.Waste-Netの更なる活用	・処理計画の策定、見直しの促進 ・地域ブロック協議会の実施や地域ブロック行動計画の見直しによるブロック内外の広域連携体制の強化 ・地域ブロック協議会への関係団体等の参加

令和元年台風第19号（災害対応を踏まえた課題とその後の対応②）

課題項目	改善の方向性	主な対応状況
産業廃棄物処理事業者も含めた処理先の確保	- 関係団体との平時からの連携により処理可能量や処理できる品目等を把握 - 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の使用	廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例を公表（令和2年3月）【再掲】
頻発する水害への対応	- 地震に加え、水害、土砂災害等の災害種類を考慮した発生量推計式が必要 - 災害廃棄物対応の一連のフローにおける水害に関する対応について、手引き等の内容充実化 - ハザードマップ等踏まえ処理施設の被災リスクを把握した上での広域処理体制の構築 - 耐震化、地盤改良、浸水対策等による廃棄物処理施設の強靱化	- 災害廃棄物対策指針（技術資料）の改定(令和5年4月) ➤災害廃棄物発生量の推計(地震・水害等の災害種類別の災害廃棄物全体量と片付けごみ量の推計式を分けて新たに策定) - 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引きを改定(令和3年3月) ➤水害と地震の書き分けの充実 ➤対応実態を踏まえた修正 ➤説明の追記・充実（再委託の特例、記載の内容の対応が難しい場合の代替手段等） ➤参考資料の追記 - 廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引きを策定（令和4年11月）
分別管理の周知徹底	住民やボランティア団体等への周知のための広報策の検討	災害廃棄物処理パンフレット、ちらし（改定版）を公表（令和5年3月）
メディアに対する戦略的な情報発信	災害廃棄物対策の課題、対応策、進捗、成果について、定期的に積極的に発信できるような広報体制の構築	災害廃棄物対策情報サイトにおいて災害廃棄物処理の進捗状況を公表（Before-After、処理進捗状況等）
情報の集約・整理	- 現地支援チームからの大量の情報の整理 - 効果的な情報収集を実施するための情報共有アプリの活用	- 現地支援チーム（環境省、D.Waste-Net、人材バンク）のアプリ活用による迅速な情報共有を実施 - ISUTサイト（電子地図）を活用した情報収集、各所から収集した情報の集約と共有

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

(5) 令和2年7月豪雨における 取組と課題への対応

令和2年7月豪雨（災害対応における取組のポイント）

取組項目	主な内容
現地支援体制	- 環境省職員を県庁に常駐派遣。また、D.Waste-Netの専門家を派遣。 - 防衛省・自衛隊と連携し、がれき撤去。 - 国交省と連携したがれき・土砂一括撤去スキームの活用。 ・現地支援チーム、地方環境事務所、環境本省にてビジネスチャットツールを活用することで、迅速かつ手軽な情報共有を実現。
自力で家屋内から片付けごみを搬出できない住民への対応	・コロナ禍でボランティアが不足する中、コロナ禍で仕事の機会を失った地元住民を対象に、家屋内からの片付けごみ等の搬出作業の雇用を創出する「人吉モデル」を構築し、人手を補った。
収集運搬体制の確保	・被災県からの収集運搬体制確保の支援要請に対し、地元一般廃棄物事業者やD.Waste-Netと連携して、継続的な収集運搬体制の確保を実現することができた。
自力で仮置場まで搬出できない住民への対応	・幹線道路と大型車両が進入できない街路において、支援自治体、地元一般廃棄物事業者、地元トラック協会が役割分担し、路上堆積ごみの迅速な撤去を実現することができた。
分別管理の徹底周知	・人吉市では仮置場の搬入車両待機ゾーンに、搬入する品目が明確な搬入車両に対しファストレーンを設け、分別を促進。渋滞緩和に効果。
再生利用	・リサイクル率は熊本県全体で約83%
公費解体	・特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害において、全壊家屋等の解体に加え、半壊家屋等の解体を補助対象に拡大。（これまでは、災害毎に規模を個別に判断し半壊家屋等の解体を補助対象としてきた。）
メディアに対する戦略的な情報発信	・地方事務所と連携しつつ、環境本省において記者に対する情報発信を実施する等により、積極的に進捗状況を発信。

令和2年7月豪雨（災害対応を踏まえた課題とその後の対応）

課題項目	改善の方向性	対応状況
頻発する災害状況下における被災地支援の強化	- 環境省職員（本省・地方環境事務所）への研修の実施 - 省内の支援職員候補者のリスト化 - 災害経験自治体の知見の活用 - D.Waste-Netの更なる活用	- 省内での勉強会の開催（地方事務所職員向け、管理職向け）、リスト化の実施 - 人材バンク制度の支援員向けに、災害廃棄物処理支援員マニュアルを策定（令和4年3月） - 人材バンク支援員への定期的な研修を実施 - 人材バンク制度の策定（令和2年）【再掲】 - DWNとの定期的な意見交換会の実施【再掲】
処理計画の策定促進・実効性向上	- 処理計画策定済の自治体に対する図上演習、人材育成等の推進 - 処理計画未策定の自治体への支援	- 災害廃棄物対策グッドプラクティス集【再掲】 - 災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）【再掲】 - 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン【再掲】 - 災害廃棄物対策に関する図上演習、模擬訓練（動画）【再掲】
仮置場候補地の事前選定	ハザードマップ等防災計画の見直しを行う自治体にとっては、そのタイミングでの候補地見直しのが必要	
地域ブロック内、地域ブロックをまたぐ広域連携体制の確保・強化	- 広域連携に係る事例収集と点検・見直し - 自治体、関係団体等との災害時支援協定の締結 - D.Waste-Netの更なる活用	- 処理計画の策定、見直しの促進【再掲】 - 地域ブロック協議会の実施や地域ブロック行動計画の見直しによるブロック内外の広域連携体制の強化【再掲】 - 地域ブロック協議会への関係団体等の参加【再掲】
被災経験のない中小規模自治体への支援	処理計画の策定に手がつかない中小規模自治体に対し、対応力向上を支援	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応（動画）を公開（令和3年3月） - 災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）の策定（令和5年3月）【再掲】
解体廃棄物や処理困難物等、平時には産業廃棄物として排出されるものへの対応	非常災害時における廃石膏ボードの再生利用	災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用についてを策定（令和3年3月） ▶非常災害時であっても、国土交通省が作成した「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル」に準じて、適切な分別解体が行われた廃石膏ボードにおいては、平時と同様の処理工程で再生利用が可能

令和 6 年能登半島地震（災害対応における取組のポイント①）

取組項目	主な内容
現地支援体制	・発災直後から管理職級職員を被災県・6市町に常駐・巡回派遣し、被災自治体への伴走支援を実施（現在は中部地方環境事務所等を中心とした巡回支援）。 ・特に公費解体においては、事務支援に多くの人員が必要となり、全国的な派遣調整を行い、発災後1年にわたって、他自治体職員延べ約5,000人日を派遣。併せて、公費解体申請受付開始後、約半年にわたり、北陸財務局・金沢国税局からも支援。 ・水産庁と連携した小型漁船の処理スキームの構築。 （令和6年9月奥能登豪雨） ・能登半島地震の被災地が9月大雨に続けて襲われたことを踏まえ、特例的に、令和6年能登半島地震と同水準の財政支援を行うとともに、半壊以上の家屋等の解体を補助。 ・国交省・農水省と連携したがれき・土砂一括撤去スキームの構築。
収集運搬体制の確保	・DWN、人材バンク等の支援もあり、継続的な収集運搬体制の確保、仮置場の適切な管理により、勝手仮置場の発生や仮置場での混合廃棄物の発生はなく、発災初期の混乱の中でも、公衆衛生が確保された。
地域ブロックを超えた広域処理	・ブロック内（中部圏）に加え、関東圏、関西圏での広域処理を実施。 ・被災地の立地、交通アクセスの状況を踏まえ、陸上輸送、海上輸送、鉄道輸送の複数の輸送手段を活用。
公費解体	・公費解体・撤去マニュアルを策定（令和6年1月策定、順次改定）。 ➢ 申請書類の簡素化、合理化 ➢ 建物の一部解体や残置物の撤去など補助対象となる事業範囲の明確化 ➢ 法務省との連携により、倒壊家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記等により、申請手続を簡素化 ➢ 損壊家屋等については、所有者不明建物管理制度や宣誓書方式の活用を明示 ➢ 解体の際の隣地使用に関する留意点

令和6年能登半島地震（災害対応における取組のポイント②）

取組項目	主な内容
公費解体 (つづき)	・補償コンサルタントや行政書士会、司法書士会、土地家屋調査士会等との連携により、被災市町の事務処理負担の軽減や申請手続の円滑化に貢献。 ・自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引きを策定（令和6年8月） ・法務局登記官による職権滅失登記、行政書士等の協力により、輪島朝市など被害が集中している地域について、建物性が失われた倒壊家屋等の面的解体を実施。 ・国、県、被災市町、関係事業者間の連携強化のため、県や6市町の工程管理会議等の開催により工事工程を徹底管理。 ・解体事業者等の宿泊に必要な経費に関する事務連絡を発出。 ・公費解体の進捗に伴う、解体ごみの増加に伴い、仮置場の追加、広域処理の拡充を実施。 ・公費解体申請事務や、工事前調整や全体の工程管理等の事務発生による被災自治体のマンパワー不足に対し、環境省職員の派遣、他自治体職員の短期派遣・中長期派遣等により、必要な体制を確保。

2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応

(6) 令和6年能登半島地震における 取組と課題への対応

令和6年能登半島地震等の対応を踏まえた 今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性①

課題項目	今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性（案）
現地支援・受援体制の早期構築	- 自治体（市町村、都道府県）における災害廃棄物処理の必要実施体制・受援体制（災害廃棄物対策専門チームの組織構成・役割分担・必要人員など）の具体化・標準化、災害廃棄物処理計画等への反映 - 自治体（市町村、都道府県）の廃棄物担当等への研修・訓練の充実 - 発災時における都道府県の役割・事前準備の更なる具体化・明確化（県関係事業者団体との連携、県内市町村からの事務受託、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、県内・周辺県広域調整など） - 平時の自治体管内の廃棄物処理体制に関する各種情報の把握・整理・更新 被災自治体（市町村、都道府県）への人的・技術的支援（環境省職員、人材バンク、D.Waste-Net等）のパッケージ化、被災自治体内の早期支援立上げと段階的な自立化に向けた円滑な調整 - D.Waste-Netの体制・機能拡充、平時の連携強化 - 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の充実（登録者の拡充、研修等を通じた標準化・支援向上等） - 現地支援者への支援・サポート体制の整備（執務環境、宿泊場所、備品等の確保、シフトの工夫等） 被災自治体（都道府県、市町村）への人的・技術的支援の全体・個別の調整・コーディネート、情報基盤整備機能（平時の備えと発災時対応を繋ぐ機能を含む）の確立 （上記も踏まえた）環境省職員の現地派遣体制の最適化、研修等の充実
災害廃棄物処理計画の策定促進・実効性向上	- 市町村の災害廃棄物処理計画の策定率100%の早期達成、実効性向上（災害時体制、被害想定、関係団体等との協定締結、仮置場候補地の選定等）の観点からの計画改定の促進 - 都道府県の災害廃棄物処理計画の実効性向上の観点からの計画改定の促進 - 上記の取組を促進するための自治体（市町村・都道府県）支援（災害廃棄物対策指針の改定、技術資料・事例集等の充実、モデル事業の実施等） 災害廃棄物処理計画及び災害時協定の実効性向上の観点からの処理計画・協定の制度化 - 各種マニュアル・手引き等の認知度・活用度向上（研修等での活用、災害廃棄物処理計画の策定・改訂時の活用を含む）、活用事例の周知等

令和6年能登半島地震等の対応を踏まえた 今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性②

課題項目	今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性（案）
災害廃棄物発生量の推計の充実	- 令和6年能登半島地震等の各種データを踏まえた現推計式の精度検証、推計式（各種係数、建物解体率、木造・非木造比率等）の改善 - 関係機関（関係機関、関係省庁等）との連携の強化、各種デジタル技術・DX等の更なる活用、発災初期の被災地調査の派遣・支援体制の構築（D.Waste-Net等との連携）等を通じた、災害廃棄物発生量の初期推計手法の充実 - 水害の初動時における迅速な片付けごみ対応のための更なる知見の充実（建物被害棟数の概算値推計、片付けごみの組成割合・危険物種類分別の標準化、影響要因の整理・活用方策等） - 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計方法の改善
施設の強靱化や災害に備えた維持管理の強化	- 早期の耐震化、水害防止対策の実施 - 災害時の自立起動・継続運転可能な廃棄物処理システム（エネルギー等の用役調達含む）の構築 - 確実な定期点検の実施・人材の確保
被災した廃棄物処理施設等の復旧の早期化	- 平時の自治体管内の廃棄物処理施設の各種情報（運営事業者、処理能力、通常処理量、ピット・タンク容量、施設等図面、受入地域への搬入ルート、処理物の搬出先の施設規模・事業者等）の把握 - 施設被災状況の迅速・円滑な把握・復旧のための現地調査・復旧支援体制の構築（DWNとの連携）
生活ごみ・し尿の処理の円滑化、発災早期の処理体制構築	- 市町村における平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報（回収の場所・頻度・回収ルート・事業者、処理先の施設規模・事業者等）の把握 - 市町村における避難所情報（場所、収容人数等）に関する防災部局との平時・災害時の情報共有 - 関係団体等との連携体制の強化（自治体（市町村、都道府県）における関係団体等との災害時支援協定の締結、協定内容の充実等） - 発災時の収集運搬オペレーションの効率化に向けた、情報収集・処理体制の構築（システム導入等の検討を含む） - 災害用トイレの収集や処理・処分に係る対応の整理 - 浄化槽（配管含む）の耐震化、工事の技術上の基準の改定

令和6年能登半島地震等の対応を踏まえた 今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性③

課題項目	今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性（案）
被災家屋等からの片付けごみの適正、円滑・迅速な撤去、仮置場等への搬入	・平時における市町村の片付けごみ出しルール等の周知・広報等の事前準備 ・平時での市町村の仮置場候補地の選定の促進、都道府県・関係機関との連携 ・仮置場候補地の事前選定促進に関する自治体支援（各種マニュアル・事例集等の充実、モデル事業等） ・仮置場と地区集積所・戸別回収活用に関する事前の整理 ・発災後の仮置場の早期開設・運営のための関係事業者・団体との災害時支援協定の締結の推進 ・仮置場への搬入・搬出管理手法の標準化、デジタル化・DX化 ・ごみ出し等支援（ごみ出し困難者（高齢者等）支援含む）に関するボランティアとの連携充実 ・処理困難な廃棄物の仮置場での分別に関する留意事項・取組事例の継続的な周知 ・平時における処理困難な廃棄物の各品目に関する市町村の取組の優良事例の整理・共有による横展開 ・関係事業者・団体等との連携による、平時及び災害時における処理困難な廃棄物に関する処理先の確保に関する取組の推進
再生利用の推進	・発災時におけるコンクリートがらの再生利用の円滑な実施の観点からの各種知見（再生資材の安全性確保、需給時期のバランス調整、長期保管可能場所の確保等）の充実、関係省庁・機関等との連携、災害廃棄物対策指針等への反映 ・他の品目の再生利用に関する事例・知見の集積・整理、事例集等への反映
広域処理体制の充実	・各都道府県における既存の廃棄物処理体制の把握（管内の廃棄物処理施設等の基礎情報（事業者、処理能力、処理対象物、平時処理量、搬入物・搬入車両の受入条件等）の整理等）、災害廃棄物処理可能量の推計、災害廃棄物処理計画等への反映 ・各都道府県における各種輸送手段の規模情報の把握（道路輸送：大型貨物車、海上輸送：船舶、鉄道輸送：貨物コンテナ等） ・都道府県内・都道府県間・地域ブロック間の広域処理の円滑化の観点からの自治体（市町村・都道府県）における関係団体等との災害時支援協定の締結、協定内容の充実等 ・発災後の広域処理に関する各種調整の円滑化方策の実施（搬出元・輸送者・搬出先間の全体・個別調整機能の確立、各種事務手続等の合理化、廃棄物処理法の災害時特例の更なる活用等）

令和6年能登半島地震等の対応を踏まえた 今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性④

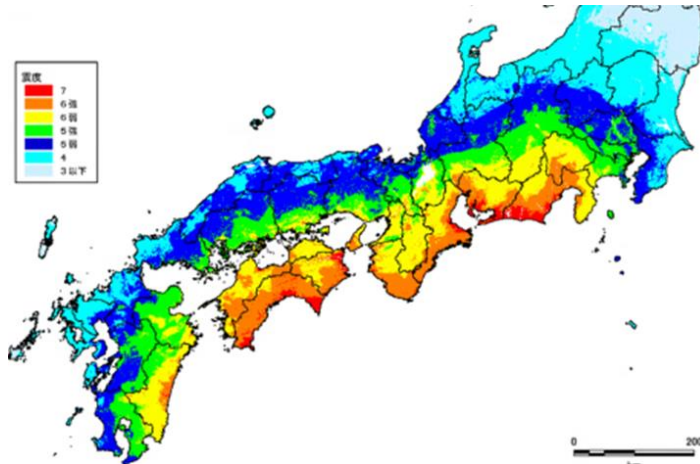
課題項目	今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性（案）
公費解体の更なる円滑化・迅速化	- 各種マニュアル等の必要に応じた改訂、自治体・関係団体等への周知 - 上記の各種マニュアル等を踏まえ、平時での自治体（市町村・都道府県）における公費解体業務の要綱等の整備 - 発災時の自治体（市町村・都道府県）における公費解体計画の早期策定のための平時における災害廃棄物処理計画の充実 - 被災自治体における公費解体計画（災害廃棄物処理実行計画）と復興計画との関係・連携に関する検討、整理 - 二次災害防止等応急措置のため又は生活環境保全上支障のおそれのある緊急的な家屋等解体の調査・選定や解体工事について、発災後速やかに実施するための体制・仕組み等の構築 - 発災後の公費解体申請の早期開始の観点から、罹災証明書の交付後、速やかに解体申請を受け付けるための体制・仕組み等の構築 - 被災者等（2次避難先等からの遠隔申請を含む）の負担軽減の観点から、行政機関が保有する情報（被災者情報、課税情報等）も活用した公費解体の申請書類・手続等の更なる合理化 - 発災後の公費解体申請から早期に解体工事を着手・実施する観点から、工事前調整や進捗管理等に必要なシステム・実施体制の構築 - 全壊・半壊家屋の地図データの活用等、面的・効率的に解体を行う手法の確立 - 解体申請・各種調査、工事前調整、解体工事を適正、円滑・迅速に行う観点からの自治体（市町村・都道府県）における関係団体等との連携体制の充実（災害時支援協定の締結、協定内容の充実等） - 公費解体の円滑化・迅速化の観点からのデジタル技術・DXの活用 - 解体工事等に係る環境調査・環境対策（アスベスト等）との連携・対応 - 危険物施設等の損壊への対応（周辺環境調査、二次被害防止等） - 家屋被害調査、損壊家屋等の修繕との連携（関係省庁等との連携） - 平時における空き家対策との連携（関係省庁等との連携）・対応

第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

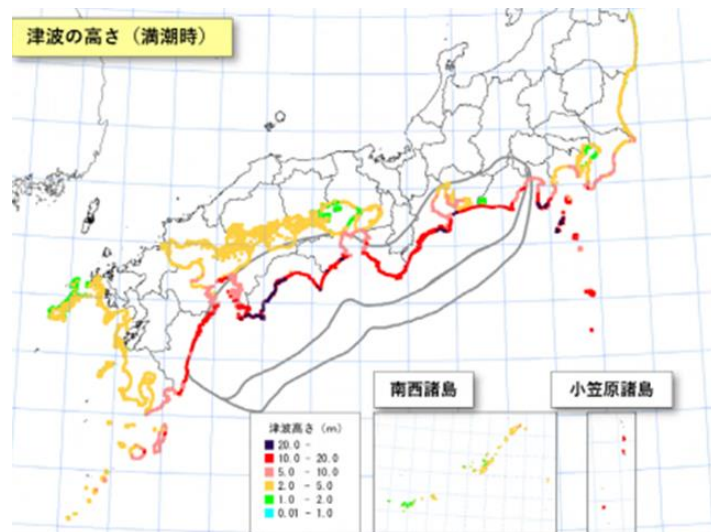
2-3 巨大地震や集中豪雨等への これまでの検討状況と課題

南海トラフ地震の概要

南海トラフ地震の被害想定



【強震波形4ケースと経験的の震度の最大値の分布】

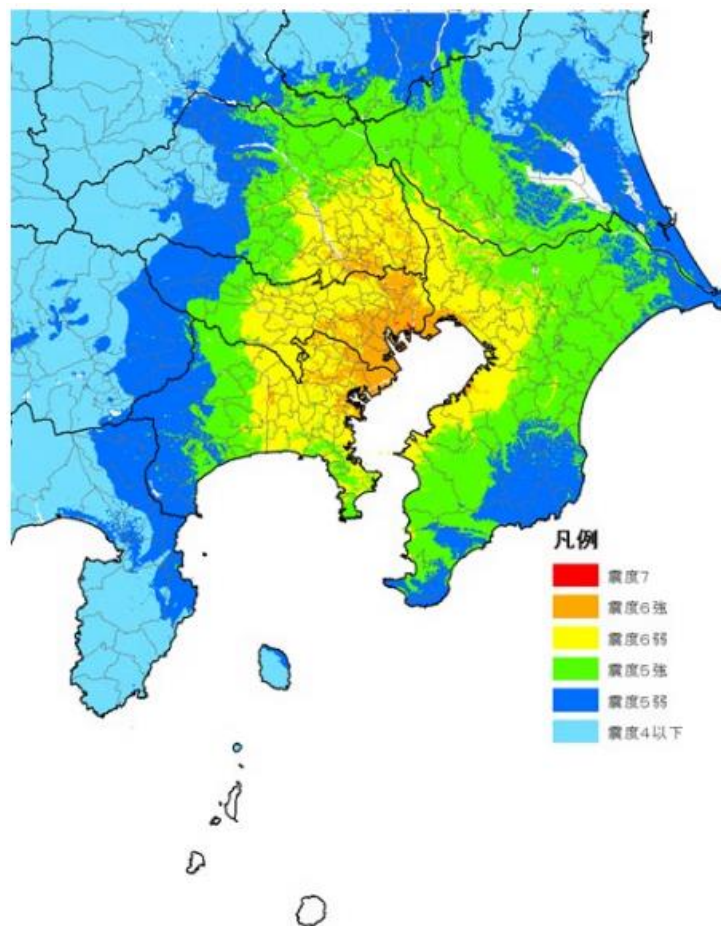


【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高(満潮位からの津波の高さ)】

- **発生確率**
 - ・ 30年以内の発生確率80%程度
- **最大震度、津波高**
 - ・ 震度7 (149市町村)
 - ・ 津波高3 m以上 (764市町村)
- **死者数** (東海地方が大きく被災するケース、冬・深夜)
 - ・ 最大 約29.8万人
- **全壊焼失棟数**
 - (九州地方が大きく被災するケース、冬・夕方)
 - ・ 最大 約235.0万棟 (住家・非住家の区分無し)
- **経済的被害**
 - ・ 資産等の被害 : 約224.9兆円
 - ・ 経済活動への被害 : 約 45.4兆円

首都直下地震の概要

首都直下地震の被害想定



震度分布(都心南部直下地震)

- **発生確率**
 - ・ 30年以内の発生確率70%

- **最大震度、津波高**
 - ・ 震度 7
 - ・ 津波高 1 m以下

- **死者数(冬・夕方)**
 - ・ 最大 約2.3万人

- **全壊焼失棟数(冬・夕方)**
 - ・ 最大 約61万棟

(住家・非住家の区分無し)

- **経済的被害**
 - ・ 資産等の被害 : 約47.4兆円
 - ・ 経済活動への被害 : 約47.9兆円

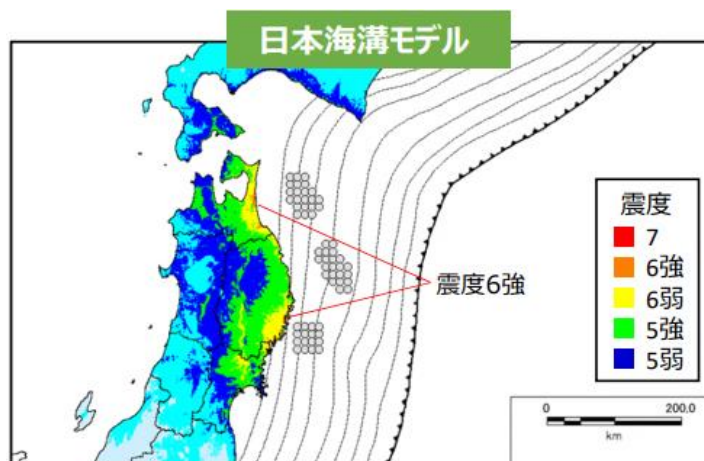
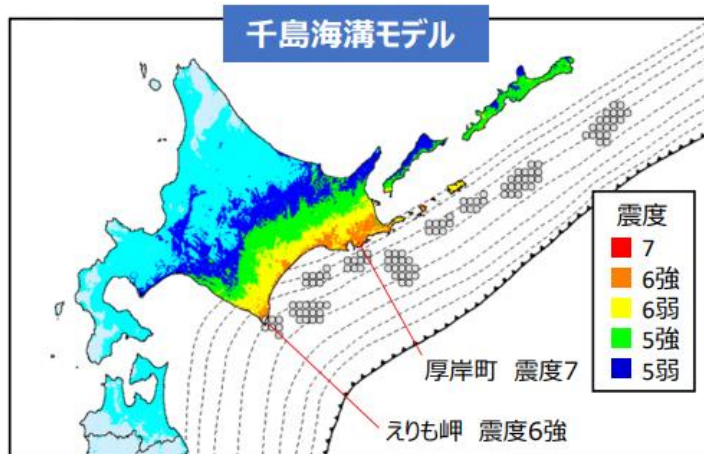
※都心南部直下地震の数値を記載

※内閣府防災「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)(平成25年12月)」

「(現行)首都直下地震に係る被害想定と首都直下地震緊急対策推進基本計画等(令和5年12月20日)」より引用

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定



○ 発生確率

- ・ 30年以内の発生確率 7～40% (千島海溝沿い)

千島海溝モデル

○ 最大震度、津波高

- ・ 震度 7
- ・ 津波高 約28m

日本海溝モデル

- ・ 震度 6 強
- ・ 津波高 約30m

○ 死者数 (冬・深夜)

- ・ 最大 約10.0万人
- ・ 最大 約19.9万人

○ 全壊焼失棟数 (冬・夕方) (住家・非住家の区分無し)

- ・ 最大 約8.4万棟
- ・ 最大 約22万棟

○ 経済的被害

- ・ 資産等の被害
約12.7兆円
- ・ 経済活動への被害
約 4.0兆円
- 約25.3兆円
- 約 6.0兆円

※内閣府防災「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書 説明資料 (令和4年3月22日)」

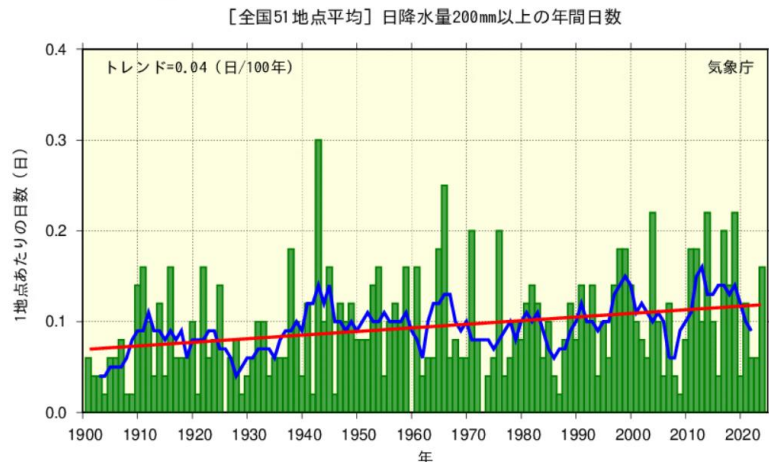
「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について【定量的な被害量】 (令和3年12月21日)」より引用

豪雨災害の概要

- 気象庁の観測データによると、**日降水量200ミリ以上の大雨※を観測した日数は増加傾向**（左下図）
- 気象庁が実施した将来予測においても、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が高いレベルで続いた場合の今世紀末のシミュレーションでは、ほぼすべての地域及び季節において**日降水量が200ミリ以上の大雨や、1時間当たり50ミリ以上の短時間の強い雨の頻度が増加し**、ともに全国平均では**20世紀末の2倍以上**になるという結果が得られており、**今後更なる大雨リスクの増加が懸念**される。（右下図）

※日降水量200ミリ：東京の平年の9月ひと月分の降水量に相当

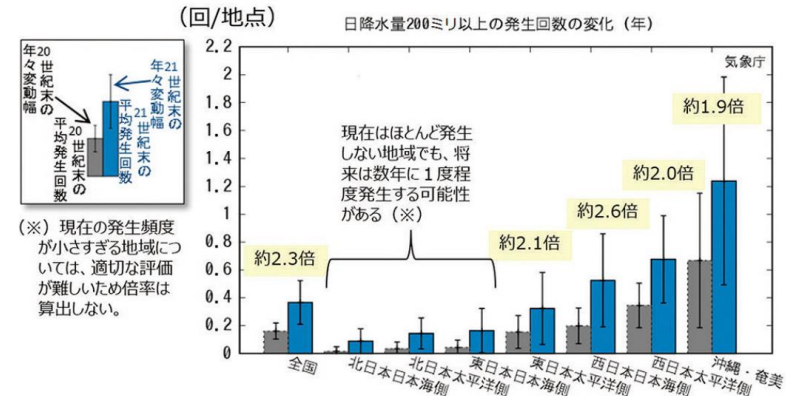
日降水量 200 ミリ以上の年間日数の変化



- ・ 全国の日降水量200mm以上の大雨の年間日数の経年変化（1901年～2024年）
- ・ 棒グラフ（緑）は各年の年間日数（全国51地点における平均で1地点あたりの値）。折れ線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

※気象庁HP「気候変動ポータル」より引用

日降水量 200 ミリ以上の大雨の年間発生回数の変化（二酸化炭素の排出が高いレベルで続く場合）



青い棒グラフは将来（2076～2095年の平均）における、灰色の棒グラフは現在（1980～1999年の平均）における、それぞれの日降水量200ミリ以上の大雨の年間発生回数（1地点あたり）を示している。細い縦棒はそれぞれの期間の年ごとの変動の幅を示している。

※気象庁HP「特集 激甚化する豪雨災害から命と暮らしを守るために」より引用

政府全体での検討状況

これらの災害は、東日本大震災（災害廃棄物発生量：3,100万トン）を大きく上回る大量の災害廃棄物が発生する可能性があり、平時の備えとしてこれらの規模を想定した災害廃棄物対策を行う必要がある

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(R3.5 改正)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R3.5 改)

被害想定
(南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ R7.3)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害、津波堆積物含む)

最大 4 億 2 千万トン

出典:「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）（令和 7 年 3 月時点）」JR7.3南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和 7 年度 60%
(全国の全市区町村)

首都直下

首都直下地震対策特別措置法
(H30 改正)

首都直下地震緊急対策推進基本計画
(中央防災会議 H27.3)

首都直下地震の被害想定と対策について（内閣府防災 H25 .12）

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害含む)

最大 1 億 1 千万トン

出典:「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間取りまとめ」H26.3 環境省

◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
100%に近づける
(1 都 3 県の全市町村)

日本海溝・千島海溝

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (R4.6 改正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画
(中央防災会議 R4. 改定予定)

被害想定
(内閣府防災 R3.12)

◇災害廃棄物発生量推計
(火災による消失被害、津波堆積物含む)

日本海溝モデル最大 7,400 万トン

千島海溝モデル最大 4,000 万トン

出典:令和 6 年度災害廃棄物対策推進検討会

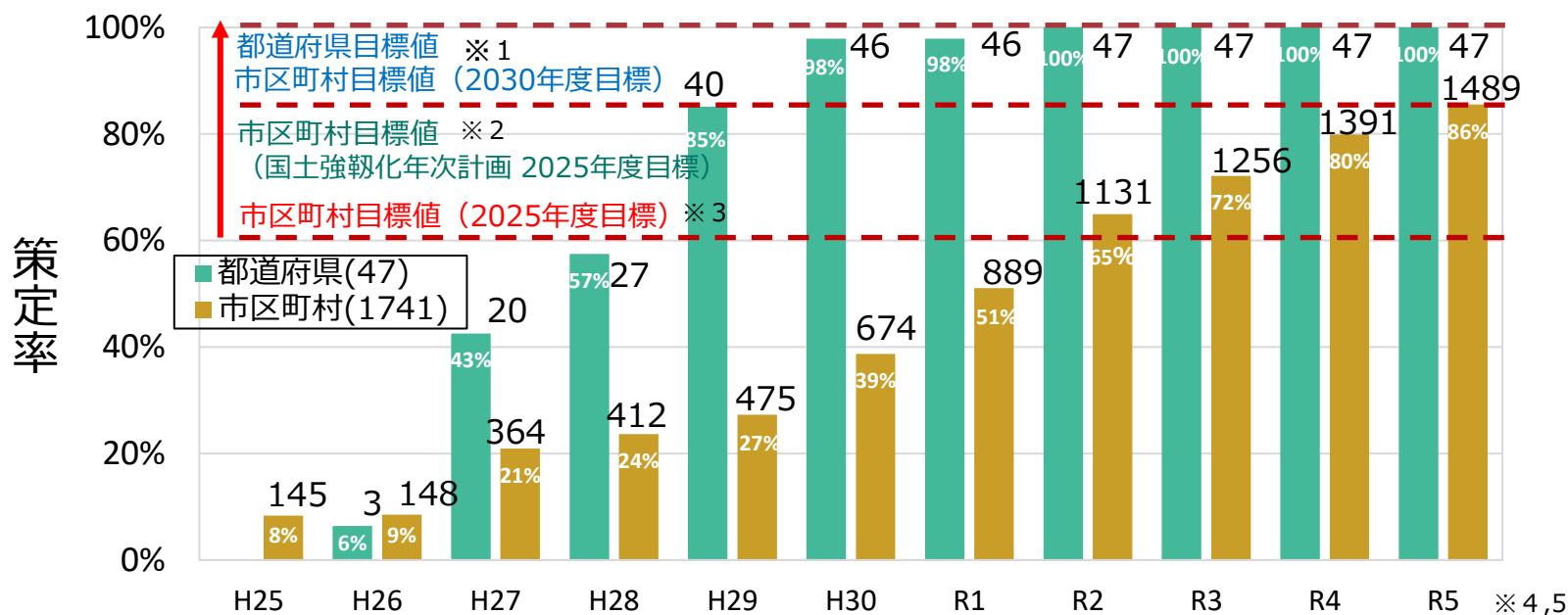
◇災害廃棄物処理計画策定率
目標値
令和 7 年度 70%に近づける
(推進地域の市町村)

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等 及び災害支援協定の充実

災害廃棄物処理計画の策定状況

- 市区町村の処理計画策定率は年々上昇している。
- 市区町村の策定率が当初目標の60%を超えたことから、国土強靱化年次計画にて令和7年度85%と目標を見直した。また、第5次循環型社会形成推進基本計画にて令和12年度100%の目標を設定。新目標の達成に向けて自治体への支援を促進している。



※1. 第5次循環型社会形成推進基本計画に基づく2030年度目標（都道府県：100% 市区町村：100%）

※2. 国土強靱化年次計画2023に基づく2025年度目標（市区町村：85%）

※3. 第4次循環型社会形成推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市区町村：60%）

※4. 平成25年度以前は市町村の策定率のみ調査を実施 ※5. データの取得時点は各年度末

今後の 施策課題

- ・ 未策定自治体における計画策定促進
- ・ 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

自治体の災害廃棄物対応の振り返り

災害廃棄物処理計画未策定の自治体

令和5年度の災害において比較的大きな被害を受けた自治体及び令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県内の自治体においては、いずれも処理計画を策定済みであった。

処理計画未策定の自治体のうち、約9割が人口3万人未満の自治体であり、マンパワー不足や専門知識の不足により※処理計画策定が進まない実態がある。また、北海道、東北ブロックの策定率は、全体平均の86%を下回っている状況にあり、特に、南海トラフ巨大地震及び日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震の防災対策推進地域を中心に、早急に処理計画策定を進める必要がある。

※ 一般廃棄物処理事業実態調査より(詳細は本資料P.34を参照)

災害廃棄物処理計画策定済みの自治体

処理計画策定済みの自治体では、処理計画に基づき、県有地を活用して仮置場を開設し災害廃棄物の受入れが行われた。

一方で、令和5年度の災害において、某市では街中に排出された災害廃棄物の収集について、処理計画では県や近隣市町村への支援要請が考慮されており、民間事業者の活用には触れられていなかった。そうした自治体では、発災時に民間事業者による収集開始まで時間を要し、街中に災害廃棄物が滞留した。

- 仮置場設置等の初動対応を迅速に行うため、事前に処理計画を策定しておくことが重要である。
- 加えて、初動時に対応が滞る事項について盛り込み、より実効性の高い処理計画に見直していくとともに、自治体内で発災時に速やかに対応できるよう訓練や研修等による実践力の向上が必要である。

災害支援協定締結

	2022年度	2021年度	2020年度
災害廃棄物処理に関する民間事業者との協定締結の割合	市町村 62%	市町村 60%	市町村 55%

※ 災害時の廃棄物及びし尿の処理について民間事業者との協定のある市区町村の割合（非公開含む）

支援策

- 民間事業者団体等との災害支援協定に「仮置場の管理・運営」を明示しておくことで実際に効果のあった優良事例を「災害廃棄物対策グッドプラクティス集」に掲載した。引き続き、地方環境事務所や都道府県の研修等において、周知する。

目次

市町村	掲載頁	モデル事業年度・ブロック	被災年	災害種別	事例キーワード						
					仮置場	関係機関協力	災害報告書等	処理困難物	住民広報	協定締結	人材バンク
1	北海道中札内村	4	令和2年・北海道	令和3年	暴風	●					
2	青森県むつ市	5	平成30年・東北	令和3年	水害	●					
3	岩手県一関市	6	令和元年・東北	令和4年	地震	●	●		●		
4	新潟県村上市	8	令和2年・関東	令和4年	水害	●	●			●	●
5	栃木県那須烏山市	10	令和元年・関東	令和元年	水害	●	●				
6	栃木県足利市	11	令和元年・関東	令和元年	水害	●					
7	東京都八王子市	12	平成27年・関東	令和元年	水害		●				
8	埼玉県鳩山町	14	令和3年・関東	令和4年	水害	●	●		●		
9	静岡県島田市	17	令和3年・関東	令和4年	水害	●	●		●	●	
10	長野県佐久市	20	令和元年・中部	令和元年	水害	●	●			●	
11	長野県岡谷市	22	令和3年・中部	令和3年	水害		●				
12	長野県佐久穂町	23	令和元年・中部	令和元年	水害	●					
13	石川県小松市	24	令和3年・中部	令和4年	水害	●	●			●	●
14	石川県能美市	27	令和元年・中部	令和4年	水害	●					
15	石川県白山市	28	令和元年・中部	令和4年	水害	●				●	
16	福井県南越前町	29	令和2年・中部	令和4年	水害	●	●		●	●	●
17	和歌山県かつらぎ町	32	令和3年・近畿	平成29年	水害				●		
18	広島県広島市	35	令和2年・中国	令和3年	水害		●	●			
19	福岡県北九州市	36	平成29年・九州	平成30年	水害		●	●		●	
20	宮崎県新富町	38	令和3年・九州	令和4年	水害	●	●			●	

3

4 新潟県村上市【風水害：令和4年8月3日からの大雨】

② 庁内理解の促進

事業内容

- モデル事業では、廃棄物担当部署内だけでなく、**庁内の関係部署（防災関係、福祉関係、財政関係、上下水道関係）との意見交換**を行うプログラムであったため、モデル事業期間中に仮置場候補地選定などに対して事前に庁内に周知。

被災時発揮効果

- 事前に庁内の周知をしていたために**関係部署の理解が進み**円滑な対応を実現。

③ 協定締結活用を含めた関係機関との連携

事業内容

- モデル事業を通じて、**協定等の情報を事前に整理**。

被災時発揮効果

- 仮置場の運営は、**市内の建設業者と廃棄物処理業者に委託し**、収集運搬や選別作業については、**県の応援協定を活用**して新潟県環境整備事業協同組合及び新潟県建設業協会からも協力を得た。
- 仮置場の管理は、廃棄物担当課（環境課）職員が必ず1名以上駐在し、開設当初は警備員も配置。
- 災害廃棄物の処理は、市の処理施設のほか、**県の応援協定を活用**して対応。

④ 人材バンク制度の活用

- 令和元年台風第15号で被災した千葉県館山市と鋸南町から**壊家屋撤去の事務手続き等**に関して支援を受ける。



写真：仮置場からの搬出状況

出典：環境省撮影



写真：村上市、関川村の支援を行う

出典：館山市提供

館山市、鋸南町職員

9

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-3 損壊家屋等の解体工事实施体制の 早期確立

公費解体の主な取組状況等

公費解体の主な取組状況、進捗状況

主な取組状況

□ 公費解体の申請手続等の円滑化

- 申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- 建物性が失われた家屋等は関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記や土地家屋調査士の協力等により、申請手続を簡素化

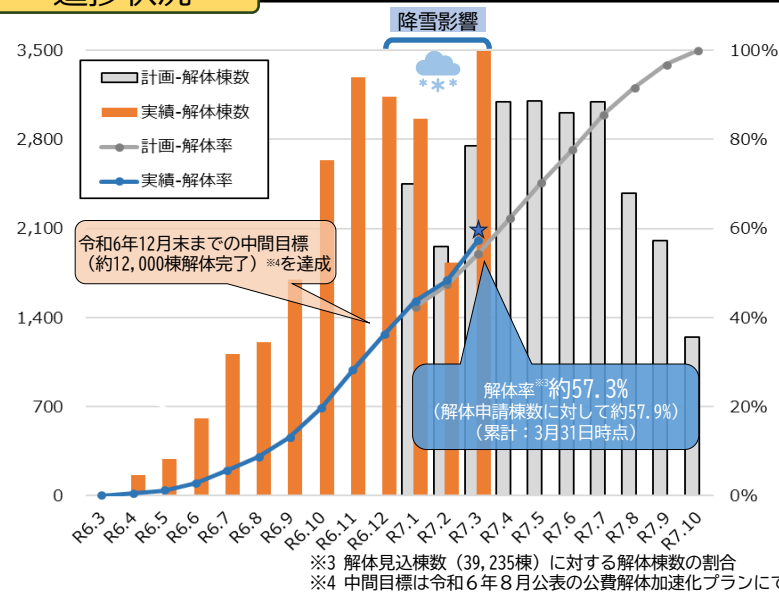
□ 工事前調整の円滑化・効率化による解体工事発注の加速化

- 工事前調整の効率化や補償コンサルタントの体制確保・強化

□ 解体見込見込棟数の見直し（令和7年1月31日に公費解体加速化プランを改定。）

- 解体見込棟数の見直し(32,410棟⇒39,235棟)
- 引き続き、原則として、解体完了は令和7年10月、災害廃棄物の処理完了は令和8年3月を目標
- 解体ピーク時の解体工事体制の拡充・強化（ピーク時1,200班体制）

進捗状況



	令和6年 4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和7年 1月末	2月末	3月31日 時点
申請棟数	10,279	16,971	21,767	25,212	28,200	30,040	31,865	33,411	34,839	36,304	37,188	38,825
解体実施棟数※1	316	1,277	3,116	6,389	10,149	14,512	19,131	23,161	27,547	29,504	30,857	32,213
（うち完了※2）	178	466	1,076	2,188	3,396	5,096	7,734	11,020	14,152	17,112	18,944	22,485

※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む

※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討

※災害廃棄物対策推進検討会における議論

- ✓ 所有権は憲法で認められた国民の権利であり、大規模災害時であっても非常に慎重な配慮が必要
- ✓ 前回の事務局からの説明にあったように、今回の能登半島地震への対応で法務省・環境省が連携して事務連絡を発出し、公費解体の事務手続がかなり円滑化されたものと評価
- ✓ その上で、巨大災害時であっても、建物性を有している損壊家屋等は、その所有権等が尊重されるべき。また、建物性が失われている倒壊家屋等に関しても、例えば二次災害等のおそれがある場合の所有権等の取り扱いについて、既存の制度との整合性の確保などの観点から相当慎重な検討が必要

公費解体・撤去マニュアルの策定・改定

- 能登半島地震により損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、被災市町村における事務が円滑に実施されるよう、留意すべき事項や参考となる情報等を整理した「**公費解体・撤去マニュアル**」を策定。
 - 損壊家屋等を公費解体・撤去する際の手順や留意点
 - 所有者不明の損壊家屋等の解体にあたって活用できる制度の概要
 - 公費解体に係る取扱いについての質疑応答
- 申請書類の合理化や補助対象の考え方等について、現場での課題や要望を踏まえて4度にわたり改訂を実施。

令和6年

- 1月29日 公費解体・撤去マニュアルの策定
- 2月21日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第2版）
 - ・ 損壊家屋等の解体に係る法的整理について参考資料に追加
- 3月26日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第3版）
 - ・ 公費解体の申請書類の考え方を追加
 - ・ 家屋内に残置された家財・家電等の撤去の考え方を質疑応答集に追加 等
- 4月15日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第4版）
 - ・ 所有者不明建物管理制度の活用について追加
 - ・ 所有者全員の解体の同意が取れない場合の留意点について事例紹介を追加
 - ・ 応急修理制度と公費解体制度の併用について質疑応答集の記載を修正 等
- 5月28日 環境省・法務省事務連絡の発出【P7】
- 6月5日 公費解体・撤去マニュアルの改訂（第5版）
 - ・ 5月28日付け事務連絡を踏まえた記載の追加
 - ・ 解体の際の隣地使用に関する留意点の記載の追加
- 8月26日 「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き」の策定

公費解体・撤去マニュアル第5版 目次

はじめに

1. 損壊家屋等の解体・撤去に係る手順・留意点等

- (1) 公費解体の受付体制等の検討
- (2) 業者との契約
- (3) 緊急に解体を要する場合の留意点
- (4) 工事発注のための積算を行う際の留意点
- (5) 解体工事における石綿の飛散防止に関する留意点
- (6) 境界標等の保存に関する留意点
- (7) 公費解体の申請書類の考え方
- (8) 解体の際の隣地使用に関する留意点

2. 損壊家屋等の解体・撤去に係る関係者の同意の取得等に関する手順等

- (1) 倒壊家屋等の解体に係る考え方・手順等
- (2) 倒壊家屋等以外の損壊家屋等の解体に係る考え方・手順
- (3) 所有者不明の損壊家屋等の解体
- (4) 関係者の同意の取得等に関する留意点

3. 費用償還

- (1) 利用前の留意点
- (2) 利用にあたっての留意点
- (3) 費用の償還請求に関する留意点

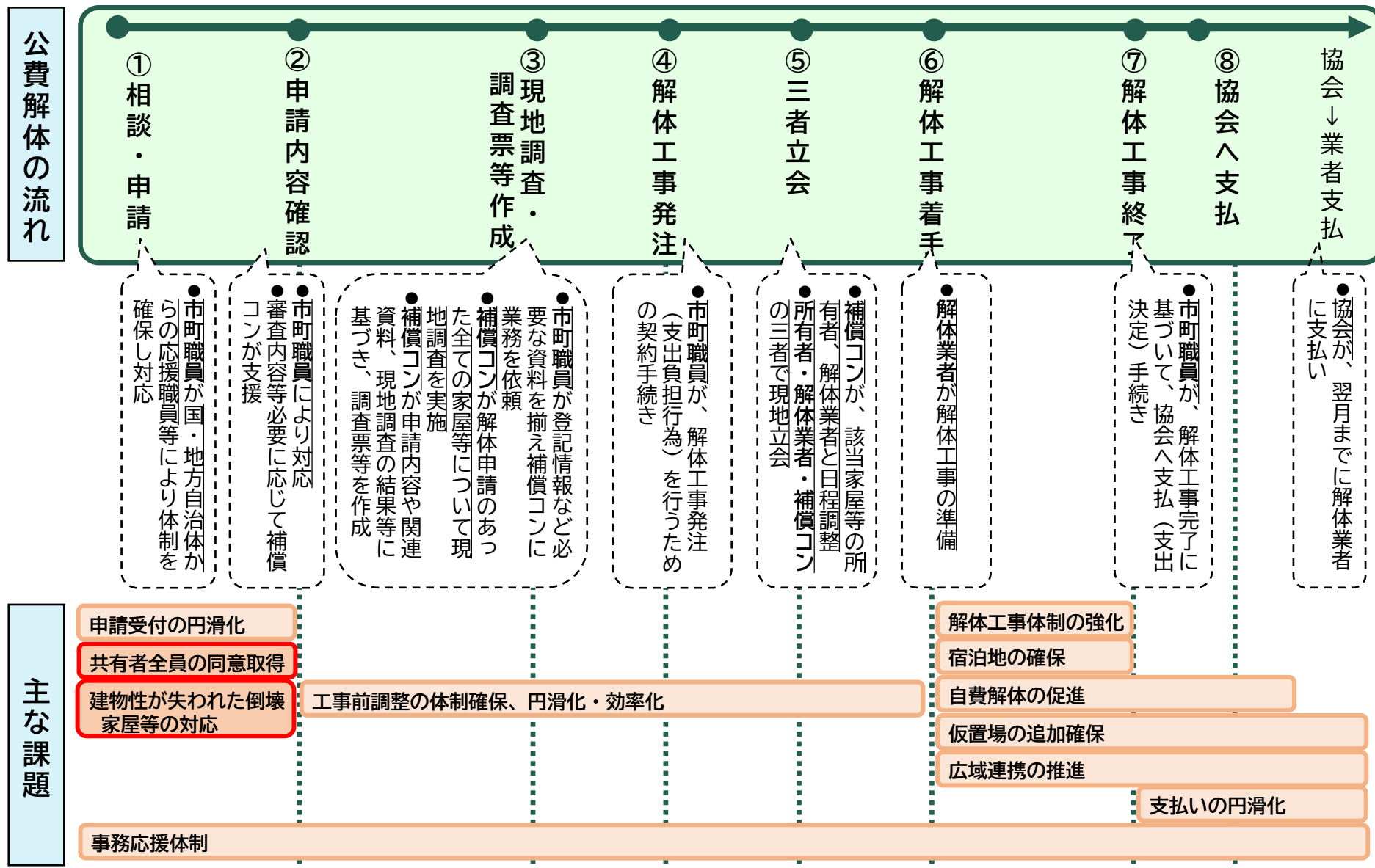
4. 体制の整備

5. 質疑応答集

参考資料

関係事務連絡

公費解体の主な課題（全体像）



共有者全員の同意取得①

共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

- ➡ ✓ 令和6年5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：次頁）。
※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	【滅失登記が行われた倒壊家屋等】 - 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】 - 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 ※建物性の判断をするに当たり、土地家屋調査士の協力を得ることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	- 所有者等又はその所在が判明しない場合には、司法書士会の協力も得て、民法の所有者不明建物管理制度を活用 ※市町村が利害関係人として地方裁判所へ申し立てを行う際に必要となる管理費用について、公費解体が施工される場合は、解体に必要な委託費として、補助事業の対象となる - さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい ※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能

- ✓ 今般の公費解体においても、宣誓書方式が活用されていると承知している。
- ✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。
※※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年7月豪雨）

共有者全員の同意取得②

【参考】

概要

令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る
公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環境省・法務省
令和6年5月28日

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性※1が認められない※2場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
 ※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
 ※2…建物性が認められない例：⑦建物全体が倒壊又は流失、⑧建物が火災により全焼、⑨建物の下層階部分が狂潰、⑩建物の壁がなくなり柱だけになっている
- 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ① 滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ② 滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。
 ※宣誓書活用の条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

共有者全員の同意取得③

【参考】

被災により建物性が認められない例

㊦ 建物全体が倒壊又は流失



㊦ 建物が火災により全焼



㊦ 建物の下層階部分が圧潰



㊦ 建物の壁がなくなり柱だけになっている



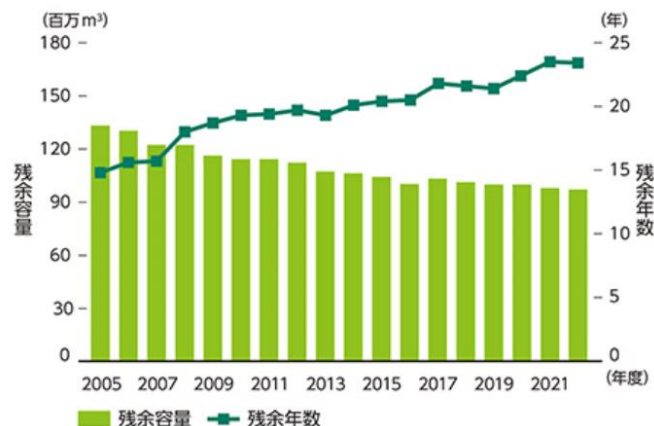
第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-4 大量に発生する災害廃棄物の 処理体制の早期確立

大規模災害時における既存の民間廃棄物最終処分場の活用イメージ案

- ・ 災害時には様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生。被災地域の速やかな生活再建等に資するためには、廃棄物の適正な処理を確保しつつ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理することが大原則
- ・ 大規模災害時においても分別、再生利用等が行われ、可能な限り災害廃棄物が減量された上で最終処分場に埋め立てられることが必要
- ・ 他方で、地域によっては最終処分場が平時においても逼迫していることから、大規模災害時に備え、緊急性や公共性等に鑑み、既存の民間廃棄物最終処分場の活用が重要

2022年度末時点の全国市町村が所有する一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千 m^3 、残余年数は約23.4年



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(一般廃棄物) (令和4年度末時点)

2021年度末時点の全国自治体及び民間事業者が所有する産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億 m^3 、残余年数は約19.7年



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(産業廃棄物) (令和3年度末時点)

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による
災害廃棄物の受入容量の事前確保

大規模災害時における既存の
民間廃棄物最終処分場の活用
に向けて、必要な制度・支援
措置を図る

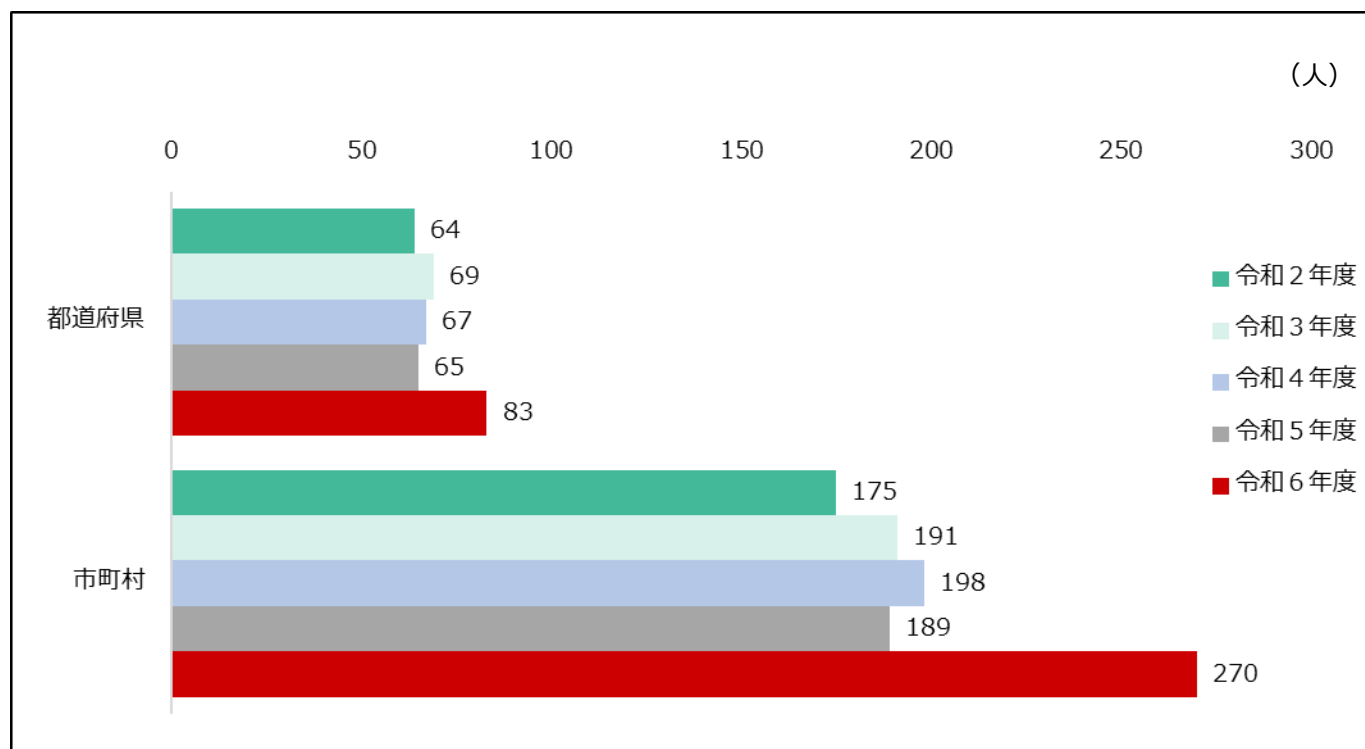
※大規模災害が発生した際には、平時における一般廃棄物の処理と並行して、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のために、最終処分場を活用

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた 更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の 支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

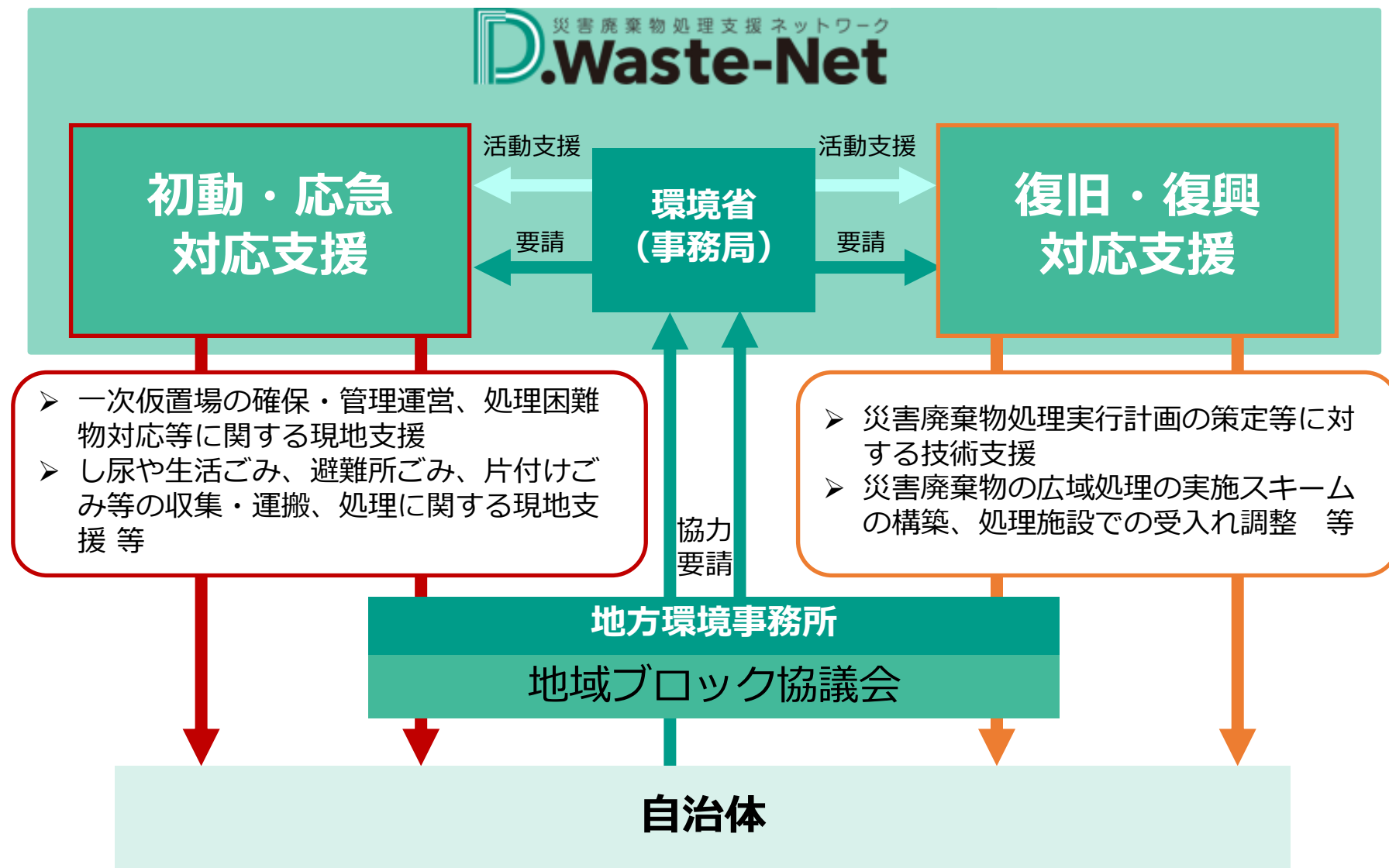
災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の登録状況

- 令和5年度当初の支援員の登録数は、都道府県・市町村ともに令和4年度より減少していた。能登半島地震の発災後、環境省から働きかけを行い、令和7年2月末時点では計353名に増加した。
- 災害時に被災自治体のニーズに応じた支援を迅速に行えるよう、引き続き支援員の質・量の確保が重要である。



人材バンク支援員登録数の推移

災害廃棄物処理支援ネットワーク支援の仕組み



災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）のメンバー及び活動実績

メンバー（令和6年10月時点）（五十音順）

活動実績

初動・応急対応	復旧・復興対応
（１）研究・専門機関 （研究機関・学会） ○（国研）国立環境研究所 ○（一社）廃棄物資源循環学会 ○（公財）廃棄物・3R研究財団 （専門機関） ○（一財）日本環境衛生センター ○（公社）日本ペストコントロール協会 ○（公社）におい・かおり環境協会 ○（公財）自動車リサイクル促進センター （２）一般廃棄物関係団体 （自治体） ○（公社）全国都市清掃会議 （民間） ○全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○（一社）全国清掃事業連合会 ○（一社）日本環境保全協会	（１）研究・専門機関 （研究機関・学会） ○（国研）国立環境研究所 ○（公社）地盤工学会 ○（一社）廃棄物資源循環学会 （専門機関） ○（一財）日本環境衛生センター （２）廃棄物処理関係団体 ○（一社）環境衛生施設維持管理業協会 ○（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会 ○（一社）セメント協会 ○（公社）全国産業資源循環連合会 ○（一社）泥土リサイクル協会 ○（一社）日本環境衛生施設工業会 ○（一社）日本災害対応システムズ （３）建設業関係団体 ○（公社）全国解体工事業団体連合会 ○（一社）日本建設業連合会 （４）輸送等関係団体 ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会

発生年月	災害名
平成27年9月	平成27年 9 月関東・東北豪雨
平成28年4月	平成28年熊本地震
平成28年9月	平成28年台風第9,10,11号
平成28年10月	平成28年鳥取中部地震
平成28年12月	平成28年糸魚川市大規模火災
平成29年 7 月	平成29年 7 月九州北部豪雨
平成30年 6 月	平成30年大阪府北部地震
平成30年 7 月	平成30年 7 月豪雨
平成30年 9 月	平成30年北海道胆振東部地震
令和元年 8 月	令和元年 8 月の前線に伴う大雨
令和元年 9 月	令和元年台風第15号
令和元年10月	令和元年台風第19号
令和2年7月	令和2年 7 月豪雨
令和3年8月	令和3年 8 月豪雨
令和4年 8 月	令和 4 年 8 月大雨
令和 4 年9月	令和 4 年台風15号
令和5年7月	令和 5 年 7 月15日からの大雨
令和5年9月	令和 5 年台風第13号
令和6年1月	令和 6 年能登半島地震
令和6年9月	令和 6 年 9 月20日からの大雨

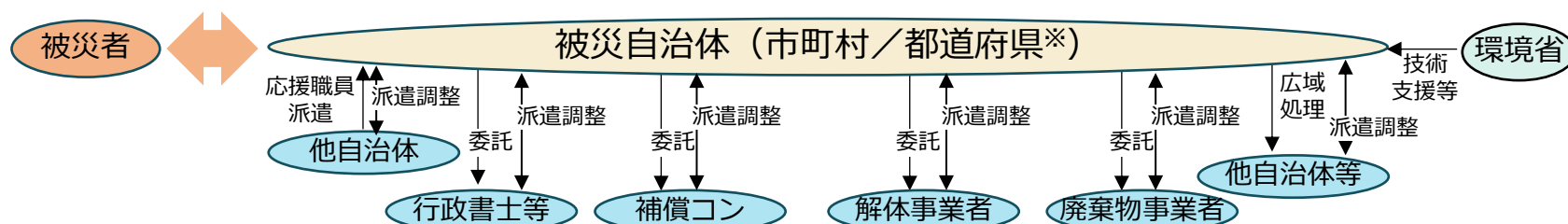
被災自治体の横断的調整支援を行う専門支援機能のイメージ案①

【被災が大規模な巨大地震・集中豪雨における公費解体・災害廃棄物処理全体の事務調整】

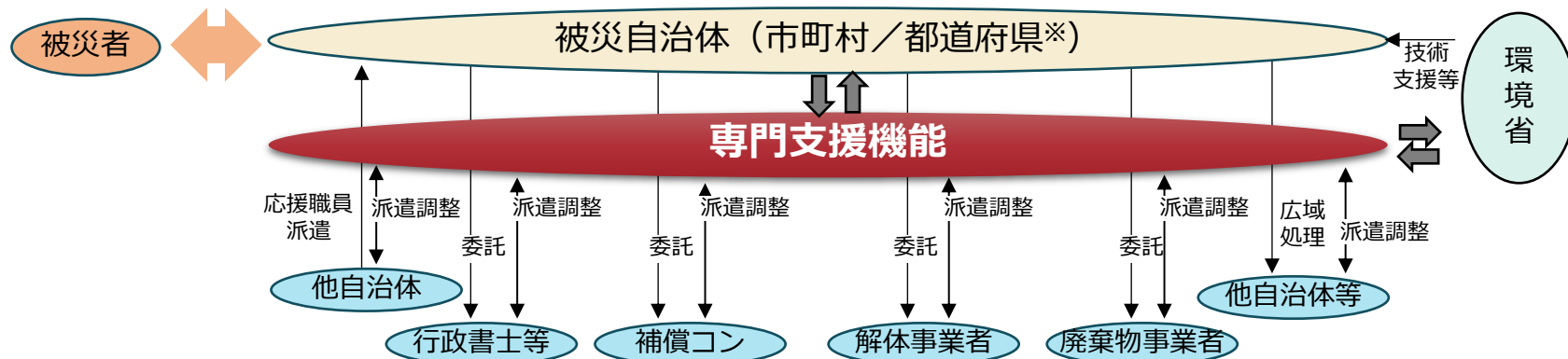
- ・ 巨大地震・集中豪雨により非常に多くの家屋等が被災し、大量の公費解体・解体廃棄物が発生する場合を想定。
- ・ 公費解体（申請受付～解体工事）から災害廃棄物処理に至る各種手続・調整の工程等が多く、業務を担う関係事業者が多岐かつ非常に多い一方で、被災自治体の部署・職員にとって初めての業務になることが多く、経験・知見・人材が蓄積されておらず、調整・連携体制の構築・運営に多くの負荷・時間を要する。
- ・ これら多岐にわたる調整・連携を横断的に支援する専門機能を設けることで、被災自治体における円滑・迅速な公費解体・災害廃棄物処理の体制構築・運営を推進。

申請受付 → 工事前調整 → 解体工事 → 廃棄物処理

現状



対策 イメージ案



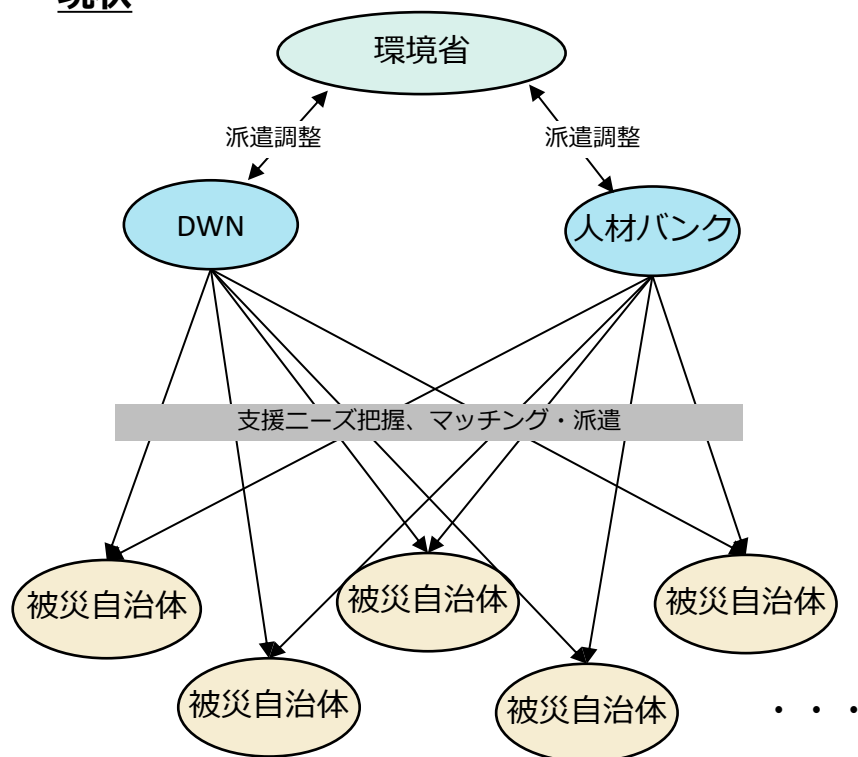
※地方自治法に基づき市町村から都道府県へ事務委託を行う等の場合

被災自治体の横断的調整支援を行う専門支援機能のイメージ案②

【被災が都道府県・市町村を跨ぐ広範囲な巨大地震・集中豪雨における人的・技術支援調整】

- 被害が広範囲に渡る巨大地震や、日本列島を縦断する台風や線状降水帯等により各地で同時期に発生する集中豪雨による被害が発生した場合を想定。
- 全国各地の被災自治体（市町村・都道府県）から公費解体・災害廃棄物処理の各種業務に関する人的・技術支援ニーズが集中し、DWN支援団体及び人材バンク支援員との調整や受援側（被災自治体）のニーズ把握やマッチング・派遣調整に多くの時間を要し、早期支援に関する支障が懸念される。
- これら多岐にわたる調整を横断的に支援する専門機能を設けることで、被災自治体への人的・技術支援の円滑・迅速なマッチング・派遣を促進。

現状



対策 イメージ案

